

# まえがき

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生

平成29年3月31日、学校教育法施行規則の一部が改正され、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を改訂し、幼稚園は平成30年4月1日から、小学校は平成32（2020）年4月1日から、中学校は平成33（2021）年4月1日から施行する旨の告示がなされました。

これに伴い、埼玉県教育委員会は、平成29年5月に、学識経験者や保護者、市町村教育委員会関係者、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の園長、校長、教諭からなる埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、本県独自に作成してきた埼玉県教育課程編成要領を改訂すべく、その基本方針や基本的な事項等について御検討の上、報告をいただきました。

これを受け、県教育委員会は、市町村教育委員会関係者や幼稚園及び小・中学校の園長、校長、教頭、教諭等を主たる構成員とする埼玉県教育課程編成要領改訂協力委員会議を開催し、検討委員会の報告を踏まえ、教育課程編成に係る細部にわたる事項の研究を重ね、ここに幼稚園、小学校、中学校の教育課程編成要領を改訂いたしました。本教育課程編成要領は、各幼稚園及び小・中学校において教育課程を編成する際のよりどころを示すとともに、指導計画等を作成するための資料となるものです。

21世紀の社会は知識基盤社会であり、加えて、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきております。また、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされております。

このような社会において、子供たち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合っており合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。

こうした力は、これまでの学校教育で育まれてきたものと異なる新しい力ということではありません。学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」の育成を改めて捉え直し、学校と家庭、地域社会が認識を共有し、相互に連携して、子供たち一人一人に「生きる力」を確実に育んでいくことが大切です。

県内の幼稚園及び小・中学校が、未来に生きる子供たちの「生きる力」を育むために、幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領並びに本教育課程編成要領により、適切に教育課程を編成され、創意工夫を生かした特色ある教育を推進していただくことを願っております。

結びに、検討委員会並びに改訂協力委員会議の委員の皆様にご心から感謝の意を表します。

# 埼玉県幼稚園教育課程編成要領 目次

まえがき (あいさつ)

【第1部】	1
1 2030年の社会と目指すべき人材	2
2 埼玉教育の現状と課題	2
3 幼稚園教育要領等の改訂に当たって	3
(1) 何ができるようになるか	
(2) 何を学ぶか	
(3) どのように学ぶか	
(4) カリキュラム・マネジメントの推進	
(5) 社会に開かれた教育課程	
4 指導計画の作成	6
(1) 幼稚園教育要領改訂の趣旨及び要点	
(2) 指導計画作成のポイント	
【第2部】	8
第1章 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の趣旨と方針	9
第1節 改訂の趣旨	9
第1 幼稚園教育要領改訂の方向性	
第2 幼稚園教育要領改訂の基本方針と要点	
第3 教育課程に関する法規	
第2節 改訂の方針と経緯	16
第1 改訂の方針	
第2 埼玉県教育課程検討委員会の設置	
第3 編成要領の作成と改訂の経緯	
第4 編成要領の性格	
第5 編成要領の構成	
第2章 教育課程の編成	19
第1節 教育課程編成の基本的な考え方	19
第1 教育課程編成の意義	
第2 教育課程編成の基本方針	
第2節 教育課程編成の原則と手順	20
第1 教育課程編成の原則	
第2 教育課程編成の一般的な手順と留意事項	
第3節 教育課程の役割と編成等	22
第1 教育課程の役割	
第2 教育目標と教育課程の編成	
第3 教育課程編成上の基本的事項	
第4節 「教育課程の編成と実施」における評価と改善	28
第1 幼稚園における教育課程の評価	
第2 学校評価における教育課程の評価	
第3 教育課程の改善	
第4 「教育課程の編成と実施」の評価の観点	
第5節 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など	32
第1 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の留意事項	
第2 子育ての支援の留意事項	

第3章	教育課程編成のための資料	34
第1節	教育課程を編成するに当たって考慮すべき事項	34
第1	「入園から修了までの生活」の視点	
第2	「入園当初の配慮」の視点	
第3	「安全上の配慮」の視点	
第4	「小学校以降の生活や学習の基盤の育成」の視点	
第5	「小学校教育との接続」の視点	
第6	「障害のある幼児などへの指導」の視点	
第7	「海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応」の視点	
第2節	現代的課題を踏まえた編成事例	38
第1	「地域の人的・物的資源」を生かした編成事例	
第2	「入園から修了までの生活」を踏まえた編成事例	
第3	「小学校教育との接続」を踏まえた編成事例	
第3節	5領域における幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例	41
第1	編成例の見方	
第2	領域「健康」	
	編成例① 「見通しをもって行動すること」を視点として	
	編成例② 「多様な動きを経験すること」を視点として	
	編成例③ 「食べ物への興味や関心をもつこと」を視点として	
第3	領域「人間関係」	
	編成例④ 「工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうこと」を視点として	
	編成例⑤ 「前向きな見通しをもって、諦めずにやり遂げること」を視点として	
第4	領域「環境」	
	編成例⑥ 「様々な文化や伝統に親しむこと」を視点として	
	編成例⑦ 「考えたり、試したりして工夫すること」を視点として	
第5	領域「言葉」	
	編成例⑧ 「言葉に対する感覚を豊かにすること」を視点として	
第6	領域「表現」	
	編成例⑨ 「身近な環境との関わりの中で様々に表現すること」を視点として	
第4章	指導計画の作成及び幼児理解に基づいた評価に関する資料	60
第1節	指導計画の考え方	60
第1	教育課程と指導計画	
第2	指導計画と具体的な指導	
第3	指導計画作成上の基本的事項	
第4	指導計画作成上の留意事項	
第5	幼児理解に基づいた評価の実施	
第2節	長期の指導計画の作成	65
第1	長期の指導計画	
第2	長期の指導計画作成上の留意事項	
第3	長期の指導計画の例	
第3節	短期の指導計画の作成	67
第1	短期の指導計画	
第2	短期の指導計画作成上の留意事項	
第3	短期の指導計画の例	
【付録】		72
埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告		73
教育課程編成に関する主な関係法令		77
参考資料		82
埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂協力委員・オブザーバー名簿		83



# **埼玉県幼稚園教育課程編成要領**

## **第一部（概要編）**

# 1 2030年の社会と目指すべき人材

近年顕著となってきた情報化やグローバル化の加速度的な進展など、変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮し幸福な人生の創り手となるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。中でも、進化した人工知能が様々な判断を行うなど、社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合っており、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

## 2 埼玉教育の現状と課題

本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱」、「埼玉県5か年計画」、「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」において、幼稚園や学校・家庭・地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校（幼稚園を含む 以下同じ）では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

具体的には、幼児教育の充実を図るため、「子育ての目安『3つのめばえ』」の取組を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進している。また、「埼玉県学力・学習状況調査」の活用や「埼玉の子ども70万人体験活動」などの取組を実施し、家庭や地域社会との連携に努めながら、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を目指す幼稚園及び学校教育を推進している。

平成28年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要性が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新しい幼稚園教育要領・学習指導要領等の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、冒頭述べた社会の変化とともに、人間関係や学力、体力、特別な支援を必要とする子供への対応などにおける諸課題について解決に向けた取組が必要となる。



### 3 幼稚園教育要領等の改訂に当たって

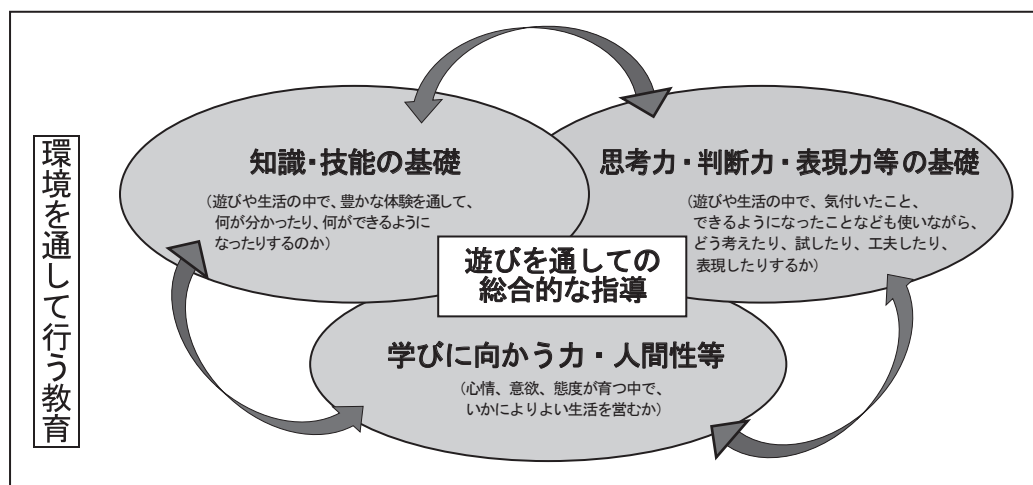
#### (1) 何ができるようになるか

##### ア 目指す資質・能力の3つの柱

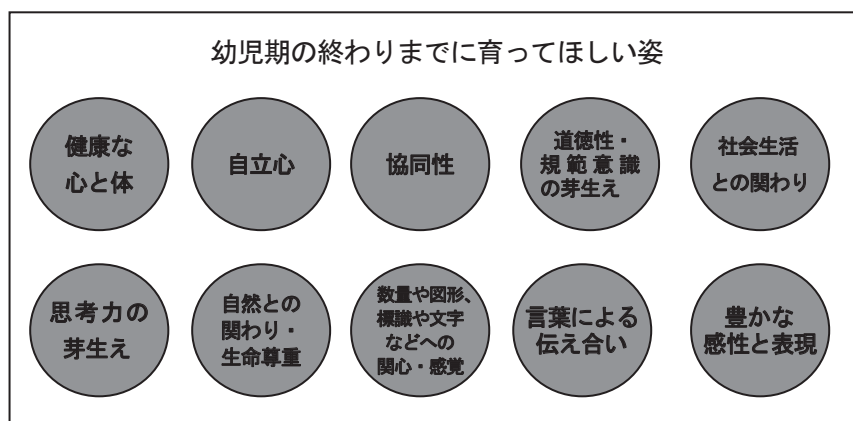
学習指導要領等の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等において何を教えるかという内容を重視しつつ、子供たちがその内容を学ぶことを通じて「何を知っているか」とどまらず、知っていることを活用して「何ができるようになるか」を意識した指導が求められる。今回の改訂においては、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、教科等の目標や内容を以下の3つの柱に基づき再整理した。

- ・知識及び技能が習得されるようにすること 「何を理解しているか 何ができるか」
- ・思考力、判断力、表現力等を育成すること 「理解していること・できることをどう使うか」
- ・学びに向かう力、人間性を涵養すること 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

新しい幼稚園教育要領においては、幼稚園教育で育みたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つを示し（下図参照）、第2章に示す「ねらい」及び「内容」に基づく活動全体によって育むとした。



また、幼稚園の教育活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けた。



## イ 特別な配慮を必要とする子供への対応

学校教育において、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、子供たち一人一人の可能性を伸ばすことが重要である。

資質・能力の育成に当たっては、子供の興味や関心、発達及び学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出すことが大切である。

近年、子供の貧困が課題となっている。このことについては、学校教育が個々の家庭の事情を乗り越え、子供たち一人一人の学習課題に応じて、個に応じた指導などの充実を通して資質・能力を確実に身に付けられるようにしていくことが大切である。

また、特別支援教育の対象となる子供も増加傾向にある。通常の学級においても発達障害を含めた障害のある子供が在籍することを前提に、一人一人の困難さやニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うとともに、指導・支援の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが大切である。

さらには、増加傾向にある海外から帰国した子供や外国籍の子供について、日本語の能力や母語も多様化している状況にある。こうした子供たちが、一人一人の能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤を作っていけるようにすることも大切である。

## (2) 何を学ぶか

中央教育審議会答申において、幼児教育における「見方・考え方」について、以下のように示している。

幼児がそれぞれの発達に即しながら、身近な環境に主体的に関わり、心動かされる体験を重ね、遊びが発展し生活が広がる中で、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、諸感覚を働かせながら、試行錯誤したり、思い巡らしたりすること

幼児にとって、このような「見方・考え方」を働かせることが、幼稚園における学びの中心として重要であり、幼稚園では、この「見方・考え方」を働かせた学びについて、園生活全体を通して、一人一人の違いを受け止めていくことが大切である。

幼稚園では、5領域の「内容」等を踏まえ、教師が指導し幼児が身に付けていくことが望まれる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼児の自発的な活動としての遊びを通して身に付けられるよう留意する必要がある。

## (3) どのように学ぶか

新しい幼稚園教育要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現について、以下のように示している。

幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促していくようにすること。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結びつき、幼稚園生活が充実するようにすること。 (第1章第4の3)

幼児が心身ともに調和のとれた発達をするためには、幼稚園生活を通して、発達の様々な側面に関わる多様な体験を重ねることが必要であり、かつその体験が、幼児自身の内面の成長につながっていくことが大切である。このような体験を重ねるためには、幼児の「主体的・対話的で深い学び」を実現するように、教師は絶えず指導の改善を図っていく必要がある。



#### (4) カリキュラム・マネジメントの推進

カリキュラム・マネジメントとは、子供たちの実情や学校や地域の実態を捉え、学校の教育目標を実現するために教育課程を編成し、それを適切に実施・評価し、必要に応じて随時改善していくという一連のサイクルのことである。

各学校では、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るために、教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。

##### 中央教育審議会答申「カリキュラム・マネジメント」の実現

- ・子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・各種調査結果やデータ等に基づいて、子供の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を把握したりした上で、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。

#### (5) 社会に開かれた教育課程

子供たちが変化の激しい社会を生きるためには、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことが重要である。中央教育審議会答申では、以下の3点が重要であるとしている。

##### 中央教育審議会答申「社会に開かれた教育課程」の実現

- ・社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ・これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ・教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったり、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携したりしながら実現させること。

子供たちが日々の充実した生活を実現し、未来を創造していくためには、子供たちが多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことができるよう、学校が開かれた環境にあることが不可欠である。そのためには、学校が地域社会とのつながりを意識し、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要がある。

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中では、既存の価値観や特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、課題を解決していくための力を育成していくことが社会的な要請となっている。こうした力の育成こそが、学校教育が長年「生きる力」の育成として目指してきたものなのである。

社会から学校教育への期待と学校教育が長年目指してきたものが一致している今こそ、これからの時代を生きていくために必要な力とは何かを学校と社会とが共有し、共に育んでいくことができる好機にあるといえる。

## 4 指導計画の作成

### (1) 幼稚園教育要領改訂の趣旨及び要点

#### ア 改訂の趣旨

- (ア) 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化
- (イ) 小学校教育との円滑な接続
- (ウ) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

#### イ 改訂の要点

##### (ア) 前文の趣旨及び要点

- 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
- 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

##### (イ) 「総則」の改訂の要点

「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化。
- 幼稚園修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- 障害のある幼児や海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

##### (ウ) 「ねらい及び内容」の改訂の要点

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の教育内容を改善・充実。

- 領域「健康」
  - ・見通しをもって行動すること。
  - ・食べ物への興味や関心をもつこと。
  - ・多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
  - ・遊びを通して安全についての構えを身に付けること。
- 領域「人間関係」
  - ・身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。
  - ・諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
  - ・自分のよさや特徴に気付くようにすること。
- 領域「環境」
  - ・日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。

- ・文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- ・自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫したりして遊ぶこと。
- ・自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

○ 領域「言葉」

- ・言葉に対する感覚を豊かにすること。
- ・幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

○ 領域「表現」

- ・豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- ・様々な素材や表現の仕方に親しむこと。

(エ) 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の改訂の要点

幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割をさらに果たしていくために、以下の事項を改善・充実。

- 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画を作成する際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むこと。

(2) 指導計画作成のポイント

幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、園の教育課程に基づき、以下に留意し、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成する。

- ア 長期の指導計画、短期の指導計画を作成すること。
- イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識した体験の多様性と関連性を考慮すること。
- ウ 言語活動の充実を図ること。
- エ 幼児が見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。
- オ 行事の指導に当たっては、生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。
- カ 情報機器を活用する際には、幼児の体験との関連を考慮すること。
- キ 教師は様々な役割を果たし、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。
- ク 園全体の教師による協力体制を作り、適切な援助を行うようにすること。

# 埼玉県幼稚園教育課程編成要領

## 第二部（資料編）

# 第1章 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の趣旨と方針

## 第1節 改訂の趣旨

今般、平成28年12月21日に示された中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、「中教審答申」と言う。）を踏まえ、平成29年3月31日に幼稚園教育要領が公示された。これに伴い、この趣旨に基づいて、平成21年2月改訂の埼玉県幼稚園教育課程編成要領を改訂することとした。

本編成要領は、幼稚園における教育課程編成の手引書であるが、部分的に保育所及び認定こども園においても参考とできる内容である。その場合には、幼稚園（園）を保育所又は認定こども園と、教師、教員、教諭を保育士又は保育教諭と読み替えて活用いただきたい。

### 第1 幼稚園教育要領改訂の方向性

中教審答申において、以下の内容が示された。

教育基本法の改正により、幼児教育についてもその基本的な考え方が明確にされ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、学校教育の一翼を担ってきており、子供の主体性を大事にしつつ、一人一人に向き合い、総合的な指導が行われてきているところである。

幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきた。

現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨についてはおおむね理解されていると考えられる。

一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題も見られる。

また、近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている。

さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」※が実施されたことにより、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている。

このため、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体の質の向上を図っていくことが必要となっている。

この内容を踏まえ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が並行して改訂（保育所保育指針は改定）され、同時に公示された。

これらの改訂（改定）により、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園が、幼児期の専門的な教育を担う施設であることを明確にし、幼児教育全体の質の向上のため、それらの内容の整合性を確保するとともに、5歳児修了時まで育ててほしい幼児の姿を明確にし、それらを共有して小学校との円滑な接続が一層推進されることを意図している。

※「子ども・子育て支援新制度」・・・平成24年8月の子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の成立を受け、平成27年度からスタートした就学前の幼児の保育や教育、子育て支援の新たな仕組み。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実等がポイントとなっている。



## 第2 幼稚園教育要領改訂の基本方針と要点

中教審答申を踏まえ、下枠内の内容を基本方針として幼稚園教育要領・学習指導要領等の改訂を行った。

- 今回の改訂の基本的な考え方
  - ・ 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現
  - ・ 知識の理解の質をさらに高めた確かな学力の育成
  - ・ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成
- 育成を目指す資質・能力の明確化
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- 言語活動の確実な育成、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実などについての教育内容の充実

特に、幼稚園教育要領の改訂について、次の1～5で詳しく述べる。

### 1 基本方針

#### (1) 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示す「ねらい」及び「内容」に基づく活動全体によって育む。 (幼稚園教育要領第1章第2の1及び2参照)

#### (2) 小学校教育との円滑な接続

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にし、小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域の「ねらい」及び「内容」に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。以下ア～コにおいて、詳細を示す。 (幼稚園教育要領第1章第2の3参照)

#### ア 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

#### ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

#### エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

#### オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

#### カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

#### キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりながら関わるようになる。

#### ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

#### ケ 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

#### コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

### (3) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などや子育ての支援の充実を図る。

## 2 前文の趣旨及び要点

今回の改訂においては、前述の基本方針の理念を明確にし、社会で共有されるよう、新たに前文を設け、次の事項を示した。

- (1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。

幼稚園教育要領は、教育基本法の定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育基本法における教育の目的及び目標、同法に定める幼児期の教育との関連性を明記した。

- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有することが求められる。そのため、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

- (3) 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

幼稚園教育要領は、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるものであり、それぞれの幼稚園は、幼稚園教育要領を踏まえ、各園の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしなが、幼児や地域の現状や課題をとらえ、家庭や地域社会と協力して、教育活動のさらなる充実を図っていくことが重要であることを示した。

## 3 「総則」の改訂の要点

- (1) 幼稚園教育の基本

ア 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。

イ 「幼児期の教育における見方・考え方」※を明示した。

※幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる（幼稚園教育要領第1章第1一部抜粋）

ウ 計画的な環境の構成に関連して教材を工夫することを明示した。

- (2) 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化した。

- (3) 幼稚園修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、これらと5領域の「ねらい」及び「内容」との関係について新たに示した。

- (4) 教育課程の役割と編成等

ア 各園においてカリキュラム・マネジメント（第2章第4節第3の1参照）の充実に努めること。

イ 各園の教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めること。

ウ 満3歳児が学年の途中から入園することを考慮し、安心して園生活を過ごすことができるように配慮すること。

エ 園生活が安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

オ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(第1章第1節第2の1参照)を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

カ 教育課程を中心に、園の様々な計画を関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成すること。(第2章第3節第1の3参照)

(5) 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

ア 多様な体験に関連して、幼児の発達に即して「主体的・対話的で深い学び」が実現できるようにすること。

イ 幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

ウ 幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。

エ 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

オ 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施すること。

カ 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすように留意すること。

(6) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

ア 障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めること。

イ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(7) 幼稚園運営上の留意事項

ア 園長の方針の下に、教職員が適切に役割を分担し、連携しつつ、教育課程や指導の改善を図るとともに、学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意すること。

イ 幼稚園間に加え、小学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、協働して生活していく態度を育むよう努めること。

## 4 「ねらい」及び「内容」の改訂の要点

(1) 「ねらい」及び「内容の取扱い」について

ア 「ねらい」を幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容の取扱い」を幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として新たに示した。

イ 指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することを新たに示した。

(2) 領域「健康」

ア 見通しをもって行動することを「ねらい」に新たに示した。

イ 食べ物への興味や関心をもつことを「内容」に示した。

ウ 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。

エ 幼稚園教育要領において、これまで第3章指導計画作成に当たっての留意事項に示されていた安全に関する記述を、安全に関する指導の重要性の観点等から「内容の取扱い」に示した。



(3) 領域「人間関係」

- ア 工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうことを「ねらい」に新たに示した。
- イ 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつことなどを「内容の取扱い」に新たに示した。
- ウ 自分のよさや特徴に気付くようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。

(4) 領域「環境」

- ア 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなどを「内容」に新たに示した。
- イ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすることなどを「内容の取扱い」に新たに示した。

(5) 領域「言葉」

- ア 言葉に対する感覚を豊かにすることを「ねらい」に新たに示した。
- イ 生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。

(6) 領域「表現」

- ア 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。
- イ 様々な素材や表現の仕方に親しむことを「内容の取扱い」に新たに示した。

5 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の改訂の要点

(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画を作成する際に、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすることを新たに示した。

(2) 子育ての支援

幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むことを新たに示した。



### 第3 教育課程に関する法規（第2章第2節第1の1及び巻末資料参照）

我が国の学校制度は、日本国憲法及び教育基本法に則り、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令での定めがなされている。その中で、教育課程に関する法的な規定は、次の1～3のとおりである。各学校においてはこれらの法令にしたがって教育課程を編成しなければならない。

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準である。概ね10年に一度改訂されている。

#### 1 教育基本法

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 2 学校教育法

第22条 幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### 3 学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

## 第2節 改訂の方針と経緯

### 第1 改訂の方針

県教育委員会は、埼玉県幼稚園教育課程編成要領の改訂に当たり、基本方針を次のように定め、改訂に当たった。

#### 1 基本方針について

平成29年3月31日文部科学大臣が公示した幼稚園教育要領に基づく。

平成29年7月28日付けの「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会」の報告（巻末資料参照）を十分尊重して改訂する。

本県における教育の現状と課題から、新しい幼稚園教育要領の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。また、教育課程編成要領の改訂は、本県における教育の課題解決を図る好機と捉え、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫し、よりどころを示す。

#### <第1章及び第2章>

新しい幼稚園教育要領の趣旨等について、全ての教員が理解できるよう、幼稚園教育要領の内容を端的に分かりやすくまとめたものとする。

#### <第3章及び第4章>

現行幼稚園教育課程編成要領にある内容を、新しい幼稚園教育要領に照らして見直しを図った内容とする。

### 第2 埼玉県教育課程検討委員会の設置

県教育委員会は、国の示した教育課程の基準に基づき、本県の幼稚園、小学校、中学校における教育課程編成要領の改訂について検討するため、平成29年度に学識経験者、市町村教育委員会関係者、幼稚園・小学校・中学校の校（園）長、教諭等からなる「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会」（以下において「検討委員会」と言う。）を設置した。

平成29年7月28日に検討委員会委員長から埼玉県教育委員会教育長宛に、「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）」が提出された。

### 第3 編成要領の作成と改訂の経緯

県教育委員会は、幼稚園教育課程編成要領改訂協力委員として、学識経験者、市町教育委員会指導主事等、県内国公立幼稚園の理事長、園長、副園長、教諭17名に委嘱し、幼稚園教育課程編成要領の改訂作業に当たった。

これまでの作成と改訂の経緯は、次のとおりである。

#### 1 昭和40年1月

「埼玉県基準教育課程（幼稚園編）」の作成（昭和39年 幼稚園教育要領告示）

各園が1年保育5歳児の指導を行うための教育課程編成及び指導計画作成の具体的な資料を作成した。

#### 2 昭和51年3月

「埼玉県基準教育課程（幼稚園編）」の改訂

新たに指導計画作成についての内容を加えるなど、一部補筆を行った。

#### 3 昭和54年3月

「埼玉県幼稚園教育課程編成の手引き（教育課程編）」の作成

2年保育を実施する幼稚園の増加に伴い、4・5歳児を対象とする2年保育の教育課程作成資料として、教育課程編を作成した。

#### 4 昭和55年3月

「埼玉県幼稚園教育課程編成の手引き（指導計画編）」の作成

#### 5 平成2年3月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の作成（平成元年 幼稚園教育要領改訂）

「環境を通して行う教育」を基本とすることが明示され、ねらいと内容の関係が明確化された。それらを踏まえ、「幼稚園教育課程編成の手引き」を改訂し、「幼稚園教育課程編成要領」を作成した。

#### 6 平成12年2月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の改訂（平成10年 幼稚園教育要領改訂）

教師が計画的に環境を構成すべきこと、教師の役割について明示されたことや、道徳性の芽生えを培うこと、人と自然とのかかわりの充実が示されたことを踏まえ、改訂を行った。

#### 7 平成21年2月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の改訂（平成20年 幼稚園教育要領改訂）

「幼児期の教育は生涯にわたる人格の形成の基礎を培う重要なもの」と規定され、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について示されたことを踏まえ、改訂を行った。

#### 8 平成30年2月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の改訂（平成29年 幼稚園教育要領改訂）

「第一部（概要）」と「第二部（資料）」の二部構成とした。「概要」は新しい幼稚園教育要領の趣旨等について、全ての教員が理解できるように焦点化し、「資料」の内容を端的にまとめた。「資料」は、平成21年改訂の幼稚園教育課程編成要領にある内容を、新しい幼稚園教育要領に照らして見直しをした。

## 第4 編成要領の性格

- 1 幼稚園では、幼児期において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、各園の創意工夫の下、園での生活の全体を通して、幼稚園教育における「ねらい」を総合的に達成するため、教育課程の編成や指導計画の作成を行う必要がある。その際の参考資料として利用することを目的とする。
- 2 新しい幼稚園教育要領では、「何ができるようになるのか」、「どのように学ぶのか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などのキーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉県の幼児教育の展望にも触れながら教育課程編成のポイントを示す。
- 3 全ての教員が新しい幼稚園教育要領の趣旨等についての理解を深めるため、「新」と「現行」の幼稚園教育要領において、「何が変わったのか」、「継続していくものは何か」を明確に示す。
- 4 「現代的課題を踏まえた編成事例」、「幼稚園教育要領の改訂を踏まえた教育課程の編成例」及び「長期・短期の指導計画の例」等を具体的に示す。

## 第5 編成要領の構成

全4章の構成とする。各章の内容は、以下のとおりである。

### 第1章 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の趣旨と方針

幼稚園教育要領の改訂の趣旨や要点を押さえるとともに、埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の方針や経緯を述べる。

### 第2章 教育課程の編成

教育課程編成についての基本的な考え方や原則、手順及び各園が教育課程を編成するに当たってよりどころとなる事柄を示すとともに、教育課程を見直し、再編成するための評価について述べる。

### 第3章 教育課程編成のための資料

教育課程編成のための参考資料として、各園の教育目標と教育課程の編成及び編成上の留意事項など基本的事項について述べる。また、編成に当たって考慮すべき事項について視点ごとに示すとともに、現代的課題を踏まえた編成事例や幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例を示す。

### 第4章 指導計画の作成及び幼児理解に基づいた評価に関する資料

教育課程をもとに、各園において指導計画を作成し、保育を展開、評価する上での留意事項について述べるとともに具体的な計画例を示す。

## 第2章 教育課程の編成

### 第1節 教育課程編成の基本的な考え方

#### 第1 教育課程編成の意義

幼稚園の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び同法施行規則並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、幼稚園教育の目的及び目標を有効に達成するための教育内容を、幼児の心身の発達に応じ、園や地域の実態に即して組織し、各園が幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどっていくかを明らかにするために編成する全体計画である。

幼稚園教育においては、各園の教育年限に応じて、3年保育の教育課程、2年保育の教育課程、1年保育の教育課程などを編成することが必要である。また、満3歳児の入園を扱う園においては、満3歳児の教育課程を編成する必要がある。

教育課程は各園において、園長の責任の下に全職員の協力によって編成するものである。

各園が創意工夫を生かして教育課程を編成するためには、幼稚園教育の内容と方法及び幼児の発達と生活について十分に理解することが大切である。特に、幼児期は、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同世代での集団生活を円滑に営む姿へと移行していく時期である。

各園では、このような幼児期の発達の特性を十分に踏まえ、幼児が充実した生活を展開できるように配慮しながら、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって教育を行うことが求められる。そのことにより、義務教育及びその後の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎が培われることを十分考慮しなければならない。

#### 第2 教育課程編成の基本方針

幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

各園においては、家庭との連携を図りながら、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすることを念頭に置きながら教育計画を立てなければならない。

教育課程の編成作業は、園の指導計画を立てる上で、最も中核的な仕事である。各園においては、教育目標及び重点目標を明確にして、その具現化を目指した教育課程を編成しなければならない。その際、いずれの園においても、国が今回の改訂に当たって示した基本方針（第1章第1節第2の1参照）及び「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会」の報告（巻末資料参照）を踏まえる必要がある。

併せて、以下の4点に留意しなければならない。

##### 1 幼児の心身の発達

各園において教育課程を編成する場合には、幼児の調和のとれた発達を図るという観点から、幼児の発達の見通しなどをもち、教育課程を編成すること。



## 2 幼稚園の実態

園の実態に応じて、効果的な教育活動を実施するためには、園の規模、教職員の状況、施設整備の状況などの人的・物的な条件を客観的に把握した上で、教職員の構成、遊具や用具の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすこと。

## 3 地域の実態

園を取り巻く地域社会の実態を十分考慮して、教育課程を編成することが大切である。また、地域の資源（近隣の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校、図書館などの社会教育施設、幼稚園の教育活動に協力することのできる人材など）の実態を考慮し、教育課程を編成すること。

## 4 創意工夫を生かすこと

園や地域の実態、幼児の心身の発達の実情を十分に踏まえ、創意工夫を生かし特色あるものとする。

# 第2節 教育課程編成の原則と手順

## 第1 教育課程編成の原則

### 1 関係法令等の共通理解

各園において教育課程を編成するに当たっては、教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、幼稚園教育要領等を踏まえる。また、公立幼稚園にあっては、埼玉県幼稚園教育課程編成要領を踏まえるとともに、教育委員会規則等の示すところに従わなければならない。

関係法令等（巻末資料参照）

- ・教育基本法 第1条（教育の目的） 第2条（教育の目標） 第11条（幼児期の教育）  
第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）
- ・学校教育法 第22条（幼稚園教育の目的） 第23条（幼稚園教育の目標）  
第24条（子育ての支援） 第25条（保育内容）
- ・学校教育法施行令 第29条（学期）（休業日）
- ・学校教育法施行規則 第37条（幼稚園の教育週数） 第38条（幼稚園の教育課程の基準）  
第39条〔準用規定〕  
第48条、第49条、第54条、第59条から第68条まで（第65条の二及び第65条の三を除く）の規定は、幼稚園に準用する。  
第48条（職員会議） 第49条（学校評議員） 第54条（履修困難な教科の学習）  
第59条（学期） 第60条（授業終始時刻） 第61条（公立の休業日）  
第62条（私立の学期及び休業日） 第63条（臨時休業） 第64条（講師）  
第65条（学校用務員） 第66条（自己評価） 第67条（学校関係者評価）  
第68条（評価結果の報告）
- ・学校保健安全法 第13条（児童生徒等の健康診断） 第20条（臨時休業）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
第21条（教育委員会の職務権限） 第33条（学校等の管理）
- ・教育委員会の規則
- ・幼稚園教育要領
- ・幼稚園教育要領解説

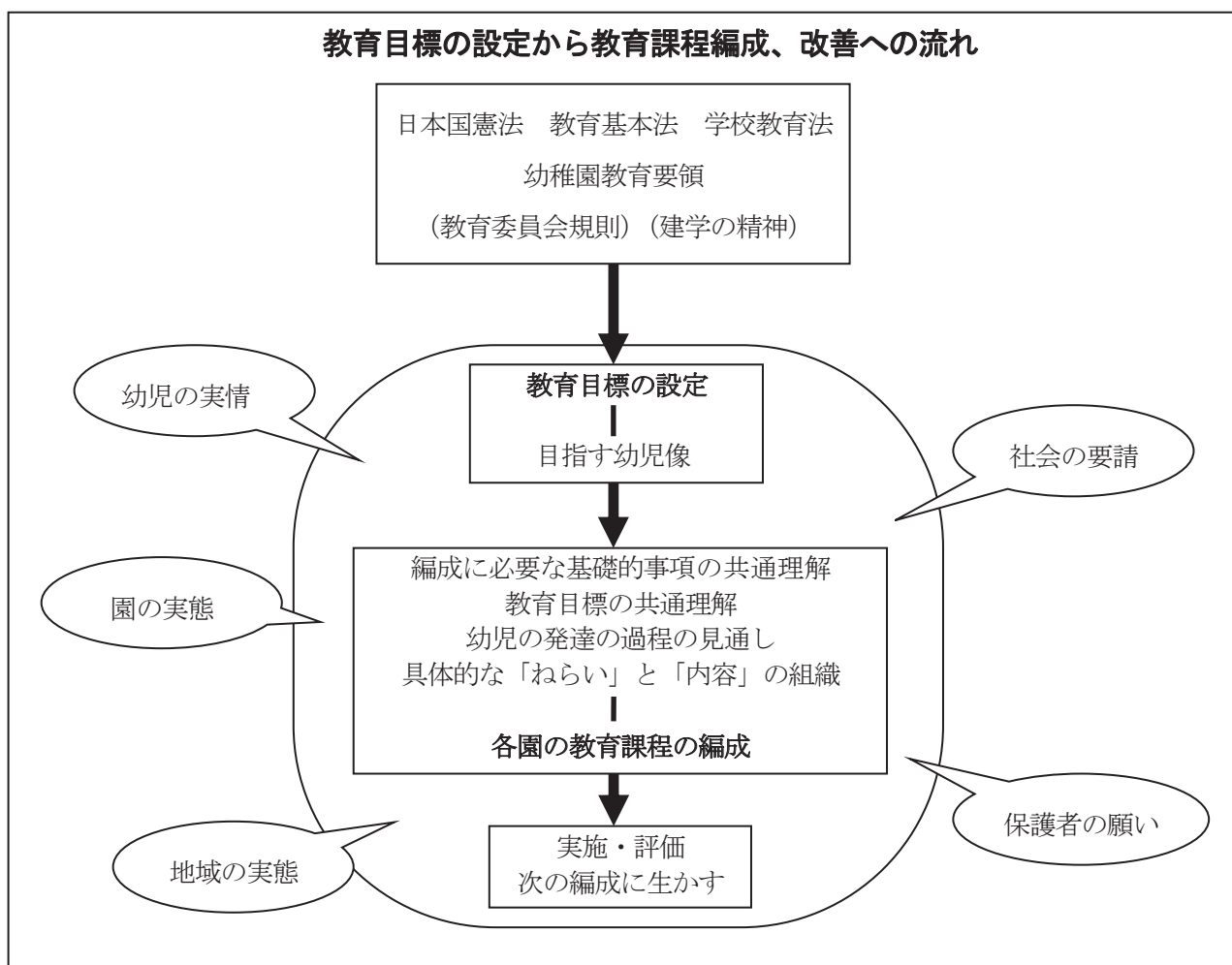
## 第2 教育課程編成の一般的な手順と留意事項

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育の内容と方法及び幼児の発達と生活について十分に理解し、幼児期の特性を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細かな対応が図られるようにすることが大切である。

### 1 編成の手順

教育課程は各園の実態に即して編成するものである。編成に当たっては、幼稚園生活の全体を通して、幼稚園教育要領第2章に示す「ねらい」が総合的に達成されるよう、幼児の心身の発達の実情及び園や地域の実態、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程を考慮して、教育目標の達成に必要な具体的な「ねらい」と「内容」を組織しなければならない。編成の手順には一定のものはないが、ここでは一般的な手順を示す。併せて、次頁の「2 具体的な編成の手順と留意事項」において具体的な内容を述べる。

- (1) 編成に必要な基礎的事項についての共通理解を図る
- (2) 教育目標に関する共通理解を図る
- (3) 幼児の発達の過程を見通す
- (4) 具体的な「ねらい」と「内容」を組織する
- (5) 教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす



## 2 具体的な編成の手順と留意事項

### (1) 編成に必要な基礎的事項についての共通理解を図る

ア 関係法令、幼稚園教育要領、幼稚園教育要領解説などの内容（関係法令：巻末資料参照）

イ 幼児期の発達、幼児期から児童期への発達

ウ 園や地域の実態、幼児の発達の実情等

- ・ 園の施設・設備、園地、園舎、教具、教育年限、教職員等の構成
- ・ 地域の歴史的背景、自然環境、教育的環境、社会的環境、地域行事等
- ・ 幼児の家庭環境、成育歴、心身の発達の特性、興味や欲求の傾向等、生活経験や発達の過程

エ 社会の要請や保護者の願いなど

### (2) 教育目標に関する共通理解を図る

園において現在果たさなければならない課題や期待する幼児像などを明確にして教育目標についての理解を図る。

### (3) 幼児の発達の過程を見通す

ア 幼稚園生活の全体を通して、幼児がどのような発達をするのか、どの時期にどのような生活が展開されるのかなど、発達の節目を探り、長期的に発達を見通す。

イ 幼児の発達の過程に応じて教育目標がどのように達成されていくかについて、およそ予測する。

### (4) 具体的な「ねらい」と「内容」を組織する

幼児の発達の各時期にふさわしい生活が展開されるよう、適切な「ねらい」と「内容」を設定する。その際、幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して、幼稚園教育全体を通して、幼稚園教育要領の第2章に示す事項が総合的に指導され、達成されるようにする。

### (5) 教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす

幼児が育つ道筋に鑑みて、その園の教育の進め方を常に振り返りながら、教育課程がどのように実施されたかについて反省・評価を行い、必要に応じて改善を図る。

(改善の方法の一般的な手順：第2章第4節第3の3参照)

## 第3節 教育課程の役割と編成等

### 第1 教育課程の役割

#### 1 義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと

学校教育法第22条には、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う」とあり、これは幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育を適切に行うことが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことにつながることを意味している。幼稚園では、幼稚園教育要領で示すところの「ねらい」が総合的に達成されることを目指して教育を行うことにより、「生きる力の基礎」を育成している。そして、その成果が義務教育につながり、さらに義務教育以降の教育につながる。つまり幼稚園教育は、義務教育の基礎を培うことはもとより、義務教育以降の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎を培う重要な役割を担っている。

## 2 法令や幼稚園教育要領に基づく教育を行うこと（適切な教育課程の編成）

公の性質を有する幼稚園は、国立、公立、私立を問わず、教育基本法や学校教育法などの法令や幼稚園教育要領に基づいて教育課程を編成しなければならない。その際、園長は、幼稚園全体の責任者として指導性を発揮し、幼児の心身の発達の実情及び園や地域の実態を踏まえるとともに、創意工夫を生かし特色あるものとするのが大切である。

## 3 教育目標を効果的に実現すること（カリキュラム・マネジメントの実施）

各園には、教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児が充実した生活を展開できるような教育課程を編成し、それを実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」を実施することが求められる。（詳細は第2章第4節第3参照）

各園においては、全体的な計画※（下枠内参照）にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（第1章第1節第2の2参照）を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図っていくことが必要である。

### ※全体的な計画の作成

各園においては、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成することが必要である。

全体的な計画の作成に当たっては、園長のリーダーシップの下で、園全体の教職員が、教育課程の基本的な理念や目指す幼児像、幼稚園修了までに育てたいこと等について十分に話し合い、共有していく必要がある。「教育課程を中心に」ということは、各計画を作成する際には、教育課程に示す教育理念や目指す幼児像、幼児の発達の過程、指導内容を念頭に置きながら、全体としてまとまりのあるものを作成していくことである。そのことが一貫性のある安定した幼稚園生活をつくり出すことにつながる。また、教育活動の質向上のためには、教育課程の実施状況の評価・改善を通して、全体的な計画そのものも見直していく必要がある。

## 第2 教育目標と教育課程の編成

### 1 教育目標の設定

教育目標は、その園や園長、保護者の教育への願いはもとより、幼稚園教育に関わる法令に示された国の願いが集約されたものとする必要がある。このため、教育目標の設定に当たっては、幼児の姿、家庭や地域の実態・園の施設及び設備の状況を考慮して、幼稚園教育要領に示された、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの領域を勘案して決める必要がある。

また、教育目標は各園における実現したい目標、園が目指す幼児像が明確に描かれていることが大切であるとともに、そのときどきの子供の育ちの変化や社会の変化に対応して変えていくことも必要である。

各園の教育目標は、年度ごとの教育方針や努力目標と異なり、教育的価値が高く、継続的な実践に耐え得る必要がある。しかも、評価の基準となり得るような具体性を有することも必要である。した



がって、各園での工夫を生かして設定していくことが求められる。

教育目標は、標語的に表したものと具体的な内容を含んだものとに大別できる。次に一例として、A園、B園、C園、D園の4種類の教育目標を示した。

[A園] (目標と目指す園の姿を示したもの)

- 幼児一人一人のよさを生かし、地域で伸びる子の育成
  - ・生き生きのびのびした幼児を育てます
  - ・幼児の思いに寄り添い、よさを生かします
  - ・地域に開かれた幼稚園になります

[B園] (目標と目標につながる目指す幼児像を示したもの)

「豊かな心を育てる」

- (1) 健康で生き生きした子
- (2) 友達と仲よく遊ぶ子
- (3) 感じたこと考えたことをのびのびと表現する子
- (4) 自然に親しみ進んで物事に取り組む子

[C園] (3つの観点での具体的な目標を文で示したのち、標語的文言を加えたもの)

- 明るくのびのびと行動する中で、心と体の健全な発達を促す (丈夫な体)
- 自分の力で行動することの充実感を味わいながら自分で考え、自分で行動できる態度を育成する (自立する心)
- 身近な事象に関心をもち、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などを養う (豊かな心)

[D園] (標語的な文言とその具現化された幼児像を掲げたもの)

あかるく・・・明るくすなおで、自信をもって生き生きと自分の思うことを表現する子  
なかよく・・・よいきまりを身に付け、やさしい心で友達や身近な人々と適切に関わる子  
たくましく・・・元気でのびのびと遊び、なにごととも自分の力で意欲的にやろうとする子

A園、B園では、1つの教育目標を設定し、その後、より具体的な内容を含んだ目標を複数挙げていく。C園では、具体的な内容を含んだ目標を複数設定し、各目標の文末には括弧書きで標語的な文言を加えている。D園は、標語的な3つを提示したのち、それに対応させる形でより具体的な内容を含んだ目標を示している。実際には、ここに例示した以外にも様々な形が見られる。

標語的なものは、教育目標の重点がはっきりするが具体的内容がつかみにくく、また一方、具体的内容を含んだものは、教育目標の重点が不明瞭になりがちなど一長一短があるので、これらを考え合わせて適切と思われる園の教育目標を示すことが望ましい。

また、各園で設定する教育目標は、下枠内の1～7の要件を具備する必要があるので留意したい。

- 1 法に定められた幼稚園教育の目的や目標の達成を前提とすること。
- 2 幼稚園教育要領に示されている幼稚園教育の基本を踏まえること。
- 3 教育委員会の規則、指導、方針に従うこと。(公立幼稚園の場合)
- 4 園長をはじめとする教職員の考えが反映されるとともに園や地域の実態等に即していること。
- 5 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なこと。
- 6 年度の教育方針や努力目標とは異なり、より基本的なもので、かつ継続的な実践に耐えうるものであること。
- 7 前年度から引き続いて継続される場合でも、教育目標の設定された背景や目指す方向について、教職員間で確認し合っているものであること。



## 2 教育課程の編成

各園においては、園の教育目標の達成を目指し、幼児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

そのため各園では、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、教育目標に向かって、その園における教育期間の全体にわたってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児が充実した生活を展開できるような計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。併せて、園における教育課程の編成の基本的な方針について、家庭や地域と共有できるよう分かりやすく説明していくことが求められる。

教育課程の実施に当たっては、幼稚園教育の基本である「環境を通して行う教育」の趣旨に基づいて、幼児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法をあらかじめ定めた指導計画を作成して教育を行う必要があり、教育課程は指導計画を立案する際の骨格となるものである。

## 第3 教育課程編成上の基本的事項

### 1 教育課程の編成

#### (1) 「ねらい」と「内容」を組織する

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育要領に示されている「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程における具体的な指導の「ねらい」や「内容」とするのではなく、園の教育年限における幼児の「発達の過程」を長期的な視野で捉えつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化した「ねらい」や「内容」を設定する。その際の留意点について、次のア、イの2つの視点から述べる。

#### ア 「幼稚園や地域の実態」に即した「ねらい」及び「内容」の組織

幼稚園や地域の実態は、次のように整理できる。

##### ○ 幼稚園の実態

園の規模、教職員の状況（特に教職員の構成）、施設・設備の状況（特に遊具や用具の整備状況）

##### ○ 地域の実態

都市、農村、山村などの生活条件や環境、文化などの特色、地域の資源（近隣の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校、図書館などの社会教育施設、園の教育活動に協力することのできる人材）

上記の諸条件は、園ごとに全て異なり、一様ではない。したがって、各園で編成される教育課程も、創意工夫が生かされ特色あるものでなければならない。各園においては、園や地域の実態及び幼児の心身の発達など、教育課程編成のための基礎資料を整理しておくことが必要である。

#### イ 「幼稚園教育の基本」を踏まえた「ねらい」及び「内容」の組織

幼稚園教育の基本、特に総合的な指導については、次のように示されている。

- 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。  
(幼稚園教育要領第1章総則第1の2抜粋)

上枠内の内容を踏まえつつ、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化した「ねらい」や「内容」を設定する必要がある。

教育課程の編成に取り組む際には、入園から修了までの教育期間の幼児の発達の過程を捉え、それぞれの発達の時期における幼児の主な経験や、入園から修了までを通した教育目標の達成を図るための指導内容を、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく。

発達の時期にふさわしい具体的な「ねらい」や「内容」を組織する際には、各領域の「ねらい」や「内容」のすべてを視野に入れるとともに、各領域の「ねらい」が総合的に達成されるよう領域相互の関連を考慮することが必要である。

## (2) 幼児期の発達の特性を踏まえる

幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していく。教育課程の編成に当たっては、このような幼児期の発達の特性を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細やかな対応が図られるようにすることが重要である。

## (3) 入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつ

発達の節目を探る視点の一つとして、幼児の園生活への適応の状態や興味・関心の傾向、季節などの周囲の状況の変化などから、実際に幼児が展開する生活が大きく変容する時期を捉えることなどが考えられる。そして、「ねらい」や「内容」の全てを視野に入れるとともに、幼児の生活の中で、それらがどのように相互に関連しているかを十分に考慮することが大切である。

## (4) 教育課程の編成の実際

教育課程はそれぞれの園において、全教職員の協力の下に園長の責任において編成するものであり、法令や幼稚園教育要領に示されたことを十分理解すると同時に、実践を通してそれぞれの園の実態に即したものとなるようにすることが大切である。それぞれの園の実態や人的、物的な条件や特色を生かし、創意工夫のある教育課程を編成する必要がある。

(編成の手順：第2章第2節第2の1及び2参照)

## (5) 教育課程の評価・改善

教育課程の実施状況を評価して改善する際は、指導計画で設定した具体的な「ねらい」や「内容」などのように、比較的修正が可能なものもあれば、人的、物的な諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力をしなければならないものもある。また、幼稚園内の教職員や設置者の努力によって改善できるものもあれば、家庭や地域の協力を得つつ改善の努力を必要とするものもある。それらのことを見定めて教育課程の改善を図り、一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

(改善の方法：第2章第4節第3の3参照)

## 2 教育週数

幼稚園において教育課程を編成し、これを実施するに当たっては、毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下ってはならないと示されている。

特別な事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。次頁枠内に教育週数の算出の仕方を示す。

### [教育週数の算出の仕方]

- ・ 1週は、月曜日から金曜日までの5日間とする。
- ・ 月曜日から金曜日まで教育を行う週において、週の途中で休業日（祝日、開園記念日等）が入る場合であっても1週と数える。
- ・ 学期の始めと終わりが週の途中である場合については、日数で数えて週に換算し、○週△日とし、この週数は月曜日から金曜日まで教育を行う週数に加えるとともに、5日に満たない△日は端数として扱う。  
この場合の祝日等は日数に加える。

例 月曜日から金曜日まで教育を行う週が年間37週で、  
学期の始めと終わりの日数の合計が12日の場合

学期の始めと終わりの日数の合計の12日を週に換算すると、2週と2日  
よって、年間の週数は、37週+2週=39週  
端数の2日は切り捨てずに教育を行うので、合わせて39週と2日となる。

### 3 教育時間

教育課程に係る1日の教育時間は、登園時刻から降園時刻までの教育が行われる時間のことであり、幼児の園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して4時間を標準としている。

それぞれの園においては、幼児の年齢や教育経験などの発達の違いや季節などに適した教育時間を定める必要がある。この場合、保育所の整備が進んでいない地域においては、園の実態に応じて弾力的な対応を図ることが必要である。

## 第4節 「教育課程の編成と実施」における評価と改善

### 第1 幼稚園における教育課程の評価

幼稚園においては、編成、実施した教育課程が教育目標を実現する効果的な働きをするよう、教育課程の実施状況の評価し、改善を図ることが求められている。

教育課程の編成と実施の評価は、各園の教育目標の達成のために編成される教育課程及びそれに基づく実施状況が適切であったか否かを確認するために行うものである。言い換えれば、教育課程に基づいて作成された長期（年・学期・月・期）及び短期（週・日）の指導計画とそれに沿って実践された日々の結果を相互にフィードバックさせつつ、教育課程の妥当性を吟味し、必要に応じてその修正・再構成を図るために取り組むものである。したがって、その評価は多角的な視点に立った、より客観性を備えたものでなくてはならない。

### 第2 学校評価における教育課程の評価

各園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図らなければならない。各園が行う学校評価は、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは、学校評価と関連付けて実施することが重要である。

#### 1 学校評価の実施方法

学校教育法において、学校評価の実施方法として、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定められている。「幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）」の中で、各園において重点的に取り組むことが必要な目標を設定し、その評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定することの重要性が示されている。

評価項目・指標の設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。園では、重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが必要であるが、教育課程は中でも評価対象として重要である。

#### 2 幼稚園における学校評価の特性

幼稚園における教育活動の特性として次の点が挙げられる。

- 教科等の学習を中心とする小学校以降の教育活動とは異なり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであること
- 義務教育ではないこと
- 私立幼稚園が多く選択の幅が大きいこと
- 小・中学校と比較して規模が小さいものが多いこと

各園では、教育の質を保証し、さらなる向上を図るため、次頁枠内の2点を十分認識し、学校評価を行う必要がある。



- (1) 幼稚園の教育活動は、幼稚園教育要領に示された内容により実施される。その際、「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通して総合的な指導が行われるようにすること」、「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」を重視して行わなければならない。幼稚園の学校評価を行うに当たって、特に教育活動の内容を評価する場合には、このことを十分に配慮し、適切に行う必要がある。
- (2) 幼稚園は義務教育ではなく、私立幼稚園など設置主体が多様であり、就園するか否かを含めて、選択の幅が大きい。各園は建学の精神や教育目標に基づき運営されているため、保護者にとっては、幼児の健やかな成長のために、学校評価を通してその園の学校運営の状況について理解することは重要なことである。また、園としても学校評価を行うことにより、保護者との連携協力の促進を図ることができる。

### 第3 教育課程の改善

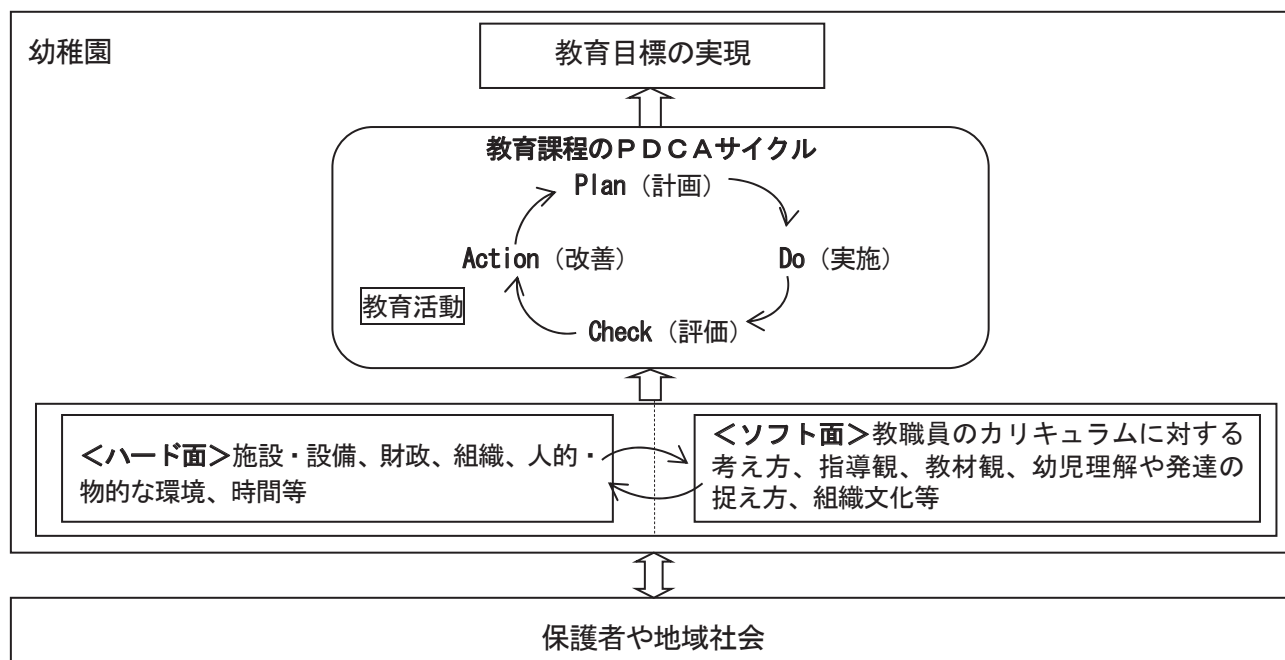
#### 1 改善の意義

教育課程の改善は編成した教育課程をより適切なものに改めることであり、幼稚園は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。

教育課程を改善する際、園長は全体的な計画（第2章第3節第1の3参照）にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（第1章第1節第2の1参照）を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」を実施することが求められる。

「カリキュラム・マネジメント」とは、園の教育目標の実現に向けて、子供の地域や家庭での生活実態を踏まえ、教育課程を編成、実施、評価し、その上で改善を図るという教育課程のPDCAの一連のサイクルを計画的・組織的に実施していくことである。下の図はその過程を示している。

図 教育課程におけるPDCAサイクルの確立





教育活動を支えるのは、施設・設備、人的・物的な環境、財政、組織、時間等の「ハード面」と、教職員のカリキュラムに対する考え方、幼児理解や発達の捉え方、指導観、教材観、組織文化等の「ソフト面」であり、それらが有機的につながることがカリキュラム・マネジメントの基礎となる。この基礎が整い、さらに層が厚くなることで、幼児が豊かな体験を得られる教育活動を実施できる。

園の教育活動を支える「ハード面」と「ソフト面」、それぞれの充実とつながりの強化による改善が行われることで、園の教育活動が充実するとともに、その質をさらに高めることもできる。

## 2 改善の留意事項

教育課程を改善するに当たって、いくつかの基本的な事柄を示す。各園の状況に応じて参考としていただきたい。

### (1) 全教職員が協力して組織的に進めること

ア 教育課程の問題点の確認、改善方針や改善策の立案、改善策の実現などを検討する組織づくりと、その円滑な運営を図る。

イ 園長の責任において、全教職員の意見を反映させて共通理解を図るように努める。

### (2) 改善案の計画を立てて、積極的に進めること

ア 教育課程の改善について、学年末、学期末、学期内等で行えるよう年間計画の中に位置付けて、実施の過程における見直しを積極的に進める。

イ 指導計画はあくまでも予想に基づいて立てられた仮説である。幼児にとってふさわしい生活が展開されているかどうかについて、実践を通して日々反省・評価を行い、改善を図る。さらに、指導の過程で幼児の実態を洞察し、常にその環境が適切なものとなるように、計画の軌道修正を図る。

### (3) 客観的な評価の資料を収集して進めること

教育課程の改善は、できるだけ多面的で継続的な評価に基づいた客観的な資料を収集して、そこから問題とその要因を明らかにすることが大切である。

## 3 改善の方法

「教育課程の編成と実施」の改善の方法として、一般的に次のような手順があげられる。

### (1) 評価の資料を収集して検討する

ア 教育課程の評価に当たっては、具体的な評価基準を設け、それに基づいて行う。それによって得られた評価の結果を資料として収集し整理する。

イ 整理した評価の資料を詳細に検討し、指導の効果が顕著でなかった項目等については、指導目標・方法等を十分に検討する。

ウ いくつかの項目の評価の結果を関連付けて検討し、さらに項目全体にわたって評価の結果を総合的に検討する。

エ 様々な角度から検討して、教育課程のどの点に問題があるかを確認し、整理して明確にする。

### (2) 整理した問題点を検討し、その問題点が教育課程自体にあるのか、あるいはそれを実践する上での指導計画の作成及び展開の仕方にあるのかなど、その所在及びその背景を明らかにする。

### (3) 改善案をつくり、実施する →(1)へ

このようにして、園や地域の実態及び幼児の心身の発達の実情などに即したものと改善を図り、一層適切な教育課程を編成するように努めることが必要である。また、公立幼稚園においては、教育課程の改善に当たり、教育委員会等の指導助言を十分に役立てることも大切である。

## 第4 「教育課程の編成と実施」の評価の観点（第2章第2節第2参照）

### 1 教育課程の編成と基本に関する評価の観点

- (1) 教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、幼稚園教育要領、さらに公立の園にあっては教育委員会規則等に基づいているか。
- (2) 教育目標について全教職員の共通理解が十分に図られているか。
- (3) 毎学年の教育週数、教育時間は規定を踏まえた上で、幼児の年齢や教育経験の違い、季節、園の実態などに適切に配慮しているか。
- (4) 園における全体としての幼児の実態と、幼児一人一人の心身の発達課題との関連が捉えられているか。
- (5) 教師や保護者の願い、地域や社会の要請に応えられているか。

### 2 教育内容の取り扱いに関する評価の観点

- (1) 幼稚園生活全体を通して、幼稚園教育要領第2章に示されている「ねらい」及び「内容」が総合的に達成されるようになっているか。
- (2) 教育時間や幼児の生活の経験が、幼児の発達の実情や地域の実態に即応するように考慮されているか。
- (3) 入園から修了に至るまでの長期的な展望に立って、幼児が充実した生活を展開できるように配慮されているか。
- (4) 短期の指導計画に基づいた、週や日の指導の反省・評価を長期の指導計画に生かし、それに基づく長期の指導計画の反省・評価が教育課程の改善に十分生かされているか。
- (5) 一人一人の幼児の成長、発達を多角的に捉えるとともに、それを環境や指導との関わりの中で考察し、教育課程の編成に生かすよう努めているか。

### 3 園経営の側面的評価の観点

- (1) 教育目標の達成を図るため、園長を中心として適切な園経営及び組織の活性化が図られているか。
- (2) 園の人的・物的な諸条件が適切に生かされるとともに、教職員が意欲をもって指導に取り組み、指導効果を上げているか。
- (3) 園の運営に当たっては、地域の人々の子育ての支援のために施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努めているか。

## 第5節 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

### 第1 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の留意事項

幼稚園における教育活動が行われる時間は、必ずしも4時間に限られるものではない。教育課程に係る教育時間外の教育活動は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動である。

この教育活動を行うに当たっては、幼児の心身の負担に配慮することが必要である。また、次の1～5のような点にも留意することが必要である。

- 1 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
- 2 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 3 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
- 4 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
- 5 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。

この教育活動は、必ずしも教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではないが、学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼稚園で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切である。

### 第2 子育ての支援の留意事項

近年、都市化、核家族化、少子化、情報化など社会状況が変化する中で、子育ての支援を行うことにより、保護者の子育てに対する不安やストレスを解消するなどして、子供のよりよい育ちを実現することが求められている。

幼稚園は、幼児の生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、子育ての支援に努めていく必要がある。

幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者の登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることが求められる。

各園で子育ての支援を行う際には、次の1～6のような点に配慮して、できるところから着実に進めることが大切である。

- 1 地域の様々な人々が気軽に利用できるような雰囲気をつくり、自然に足が向くような憩いの場を提供する。
- 2 子供への関わり方や自分の子育てについて悩みや不安を感じている保護者に対しては、その思いを十分に受け止めながら、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけをつくったり、子育てについて学ぶ場面をつくったりするなどして、家庭の教育力の向上につなげていく。
- 3 園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象として行う。
- 4 保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子がいた場合の保護者支援については、子供の最善の利益を重視しつつ、園のみで抱え込むことなく、カウンセラーや保健師等の専門家、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行っていく。
- 5 保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関と連携する。
- 6 教育課程に基づく活動の支障となることのないようにする。

## 第3章 教育課程編成のための資料

### 第1節 教育課程を編成するに当たって考慮すべき事項

ここでは、教育課程を編成するに当たって考慮すべき事項について、7つの視点でまとめる。

はじめに幼稚園教育要領の関係部分の記述を資料として示したのち、その記述を踏まえた考慮すべき事項の要点を記載している。【要点】中の下線部は、教育課程編成に当たり反映されるべき点を示している。

この他に、必要に応じて、幼稚園教育要領解説の該当箇所を特に参照されたい。

教育課程は各園において、以下の事項に鑑み、各園や地域の実態等に応じ、創意工夫の上で編成されることが望まれる。

#### 第1 「入園から修了までの生活」の視点

##### 【幼稚園教育要領の記述】(第1章第3の4(1))

- 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。

##### 【要点】

幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同世代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へと移行していく。入園から修了までに、幼児の生活する姿がどのように変容するかという発達の過程を捉え、発達の見通しをもつことが大切である。入園から修了までの幼児の生活する姿は、幼稚園の実態によって様々であり、それぞれの幼稚園においてその実態に即した方法で捉えることが大切である。

発達はそれぞれの時期にふさわしい生活が展開されることによって促され、また必要な経験を積み重ねることにより初めて望ましい発達が促されていくので、先を急ぎ過ぎたり、幼児にとって意味のある体験となることを見逃してしまったりすることのないように配慮する。

入園当初においては、幼稚園生活がこれまでの生活と大きく異なるので、家庭との連携を緊密にすることによって、個々の幼児の生活に理解を深め、幼児が安心して幼稚園生活を送ることができるよう配慮することが必要である。



## 第2 「入園当初の配慮」の視点

### 【幼稚園教育要領の記述】（第1章第3の4(2)）

- 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるように配慮すること。

### 【要点】

3歳児は、発達の特徴を踏まえ、一人一人に応じたきめの細かな指導が一層必要であり、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して、1日の生活の流れを考えることが大切である。また、周囲の状況を顧みず、興味のままに動いてしまう3歳児の発達の特徴から、安全については十分な配慮が必要である。

満3歳児は学年の途中から入園するため、集団での経験が異なる幼児がともに生活することになるので、教師は幼児の心の動きに寄り添って関わり、一人一人の幼児の生活の仕方やリズムを尊重するとともに、満3歳児の入園に関する幼稚園の実態に即した配慮を行う必要がある。

保育機能の施設に在籍し、その後幼稚園に入園するなどの生活経験をしている幼児がいることを踏まえ、その生活経験を生かした活動を展開することも大切である。保育機能の施設と幼稚園での生活は異なる点もあるため、幼稚園の教師と保育士等が連携し、その変化を十分に把握しつつ、円滑な接続を図り、幼児の実情に応じた生活を送ることができるように配慮することも必要である。

## 第3 「安全上の配慮」の視点

### 【幼稚園教育要領の記述】（第1章第3の4(3)）

- 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

### 【要点】

各園においては、幼児が健康で安全な生活を送ることができるよう、全教職員で協力体制を作るとともに、日々の生活の中で、教師は幼児との信頼関係を築き、個々の幼児が安定した情緒の下で行動できるようにすることが大切である。

幼児期は、発達の特徴として、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということもあるので、友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に幼児が自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導を行う必要がある。その際、日常生活の中で十分体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かったり、どうしたらよいかを体験を通して学びとっていきなりすることが大切である。

幼児が遊びの中で十分に体を動かすことを通して安全についての理解を深めるためには、園庭や園舎全体が幼児の遊びの動線や遊び方に配慮したものとなっていることや指導の工夫を行うことが大切である。

各園では、日頃から安全に関する実施体制の整備とともに、学校安全計画や危機管理マニュアルなどを作成し、園内の全教職員で共通理解し、常に見直したり、改善したりしておくことも必要である。

## 第4 「小学校以降の生活や学習の基盤の育成」の視点

### 【幼稚園教育要領の記述】（第1章第3の5(1)）

- 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

### 【要点】

幼稚園教育は、小学校以降の生活や学習の基盤となるものである。幼児は、幼稚園から小学校に移行していく中で、突然違った存在になるわけではない。幼児の発達や学びは連続しているため、幼稚園から小学校への移行を円滑にする必要がある。幼稚園において大切なことは、小学校教育の先取りをすることではなく、就学前までの幼児期にふさわしい教育を行うことである。

幼稚園教育は、幼児期の発達に応じて幼児の生きる力の基礎を育成するものである。幼児なりに好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になる。

幼稚園教育において、幼児が小学校に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要であり、それらの基礎が育ってきているか、さらに、小学校の生活や学習の基礎へと結びつく方向に向かおうとしているかを捉える必要がある。また、小学校への入学が近づく幼稚園修了の時期には、皆と一緒に教師の話の聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるようにすることや、協同して遊ぶ経験を重ねることによって、共に協力して目標をめざそうとすることが大切であるので、このことに留意して指導方法を工夫したい。

## 第5 「小学校教育との接続」の視点

### 【幼稚園教育要領の記述】（第1章第3の5(2)）

- 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

### 【要点】

幼稚園と小学校における生活の変化に子供が対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、教師は適切な指導を行うことが必要である。

子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園と小学校の教師が幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。また、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深められるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図るようすることが大切である。

円滑な接続のためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を生かして、幼稚園の教師から小学校の教師に幼児の成長や教師の働きかけの意図を伝えること、幼児と児童の交流の機会を設け、連携を図ることが大切である。

## 第6 「障害のある幼児などへの指導」の視点

### 【幼稚園教育要領の記述】（第1章第5の1）

- 障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状況などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

### 【要点】

幼稚園では、障害のある幼児のみならず、教育上特別の支援を必要とする幼児が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

障害のある幼児を指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切に、その幼児の障害の状況や特性及び発達の程度等に応じて、発達を全体的に促していくことが大切である。

障害のある幼児の障害の状態などは個々に異なるので、その幼児の発達を全体的にとらえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成することが重要であり、その際、保護者と密接に連携しながら、幼稚園修了後も見通すことが必要である。

園長は、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内の協力体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある。また、各園では幼児の障害の状態等に応じた指導の充実のために、特別支援学校等に対し、専門的な助言や援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

## 第7 「海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応」の視点

### 【幼稚園教育要領の記述】（第1章第5の2）

- 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

### 【要点】

幼稚園においては、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚であるなどのいわゆる外国につながる幼児が在園することもある。これらの幼児一人一人の実態は、在留国、母国の言語的・文化的背景、滞在期間、年齢、就園経験の有無、家庭の教育方針などによって様々であり、中には生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児もいる。そのため、一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要である。

教師は、幼児が教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもち、次第に自己を発揮できるよう配慮することが重要である。また、教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語や日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮したり、保護者に対し丁寧<sup>に</sup>に園生活や園での方針を説明したりするなどして家庭との連携を図ることも大切である。



## 第2節 現代的課題を踏まえた編成事例

### 第1 「地域の人的・物的資源」を生かした編成事例

地域住民、保護者などの人的資源や商店街などの物的資源を生かした教育課程の例である。地域の人的・物的資源の活用に関する内容及び具体的方法は太字で示す。

地域の人的・物的資源の活用のためには、普段から、「園だより」を地域に回覧し、園の活動を知ってもらい、園の活動に必要な人材を募集し、地域の人に保育に参加してもらい、積極的に地域の行事に参加する、地域の施設を利用するなどの取組により、地域とのつながりを深めておくことが必要である。

教育目標			
○ あかるい子    ○ おもいやりのある子    ○ がんばる子			
期	発達の過程	ねらい	内容 (太字：地域の人的・物的資源活用に関するもの)
○期 3歳児 4～5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から離れ、不安を感じ泣く姿や保護者から離れにくい姿が見られる。</li> <li>教師をよりどころとして、徐々に活動の場を広げようとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>喜んで登園し、教師に親しみをもつ。</li> <li>園生活の流れを知り、園の生活リズムに慣れる。</li> <li>園の遊具や用具に興味をもち、自分から遊ぼうとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師との関わりの中で、挨拶をしたり、名前を呼ばれたら返事をしたりする。</li> <li>自分のロッカーの場所が分かり、教師の手伝いを得ながらも、簡単な身の回りの始末を自分でやろうとする。</li> <li><b>【家庭との連携：保護者ボランティアの活用】</b></li> <li><b>・教師やパパママ先生に見守られながら、安心して過ごす。</b></li> <li><b>【人材活用：幼稚園応援団の活用】</b></li> <li><b>・地域の方に見守られながら登降園する。</b></li> </ul>
○期 4歳児 6～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達と一緒に過ごす事を喜ぶようになる。</li> <li>言葉や態度で、はっきりと意思表示をする幼児がいる一方、消極的な幼児の姿も見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>好きな遊びに取り組み中で友達と触れ合って遊ぶ楽しさを感じる。</li> <li>いろいろな遊びに興味をもつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達と同じものを持ったり身に付けたりして、同じことをして遊ぶ。</li> <li>いろいろな素材や用具に興味をもち、触れて遊ぶ。</li> <li>身近な動植物との関わりを楽しむ。</li> <li>水遊びでの手順やルールを知り、安全に遊ぶ。</li> <li><b>【人材活用：幼稚園応援団・中学生ボランティアの活用】</b></li> <li><b>・水を使ったいろいろな遊びを親しむ。</b></li> </ul>
○期 5歳児 6～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>気の合う友達同士で関わりを深めて遊ぶようになる。</li> <li>物の性質や仕組みに気付き、自分から進んでやってみようとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いろいろな活動に意欲的に取り組む。</li> <li>気の合う友達と想いを伝え合いながら遊びを進める。</li> <li>自分なりに工夫したり挑戦したりして遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気の合った友達と想いを十分に出し合いながらいろいろな遊びを楽しむ。</li> <li>遊びの中で自分のやりたいことに取り組み、考えたり試したりする。</li> <li>身近な動植物の世話をしたり、収穫を喜んだりして、生命の大切さに気付く。</li> <li>様々な人との触れ合いを喜び、活動を楽しむ。</li> <li><b>【人材活用：幼稚園応援団・中学生ボランティアの活用】</b></li> <li><b>・夏野菜の苗を植えるなどの栽培活動に取り組み、育てる喜びを味わう。</b></li> </ul>
○期 5歳児 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達のよさや頑張っていることが分かり、互いに励ましたり認めたりするようになる。</li> <li>予想や見通しが立てられるようになり、自信をもって生活するようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的や課題をもって進んで取り組み、やり遂げる充実感を味わう。</li> <li>小学生になるという自覚をもち、自主的に行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達と共通の目的に向かって取り組み、やり遂げた喜びを味わう。</li> <li>文字や数量に興味や関心をもち、遊びに取り入れる。</li> <li>一日の流れや時間の目安が分かり、見通しをもって生活する。</li> <li>小学生との交流活動を通して、小学校の施設や生活の様子を知り、小学校入学への期待を高める。</li> <li><b>【地域連携：商店街での作品展示】</b></li> <li><b>・身近な地域の人と喜んで関わる。</b></li> </ul>

※「発達の過程・ねらい・内容」等の項目は一例である。各園の実態及び創意工夫により設定すること。

## 第2 「入園から修了までの生活」を踏まえた編成事例

埼玉県教育委員会が小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいこととしてまとめた「子育ての目安『3つのめばえ』」※を指導の視点とし、入園から修了までの教育課程に明記した幼稚園の事例である。

教育目標	げんきに……自分の思うことを表現する子・かいっぱい遊ぶ子 なかよく……友達の話聞く子・やさしさや思いやりのある子 たくましく…自分の力でやろうとする子・最後までがんばる子
------	---

「子育ての目安『3つのめばえ』」で示す3つの視点 「生活…㊸ 他者との関係…㊹ 興味・関心…㊺」

期	発達の過程	ねらい	内容
〇期 3歳児 4～5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めての集団生活への緊張や不安から、泣いたり、保護者から離れられなかったりして、不安そうな姿が見られる。</li> <li>教師に温かく受け入れられることで、徐々に心を開き、友達の様子や遊びに興味を示し、遊ぼうとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸園生活の流れを知り、安心して過ごせるようになる。</li> <li>㊹教師に親しみ、喜んで登園する。</li> <li>㊺遊具や用具に興味をもち、自分から遊ぼうとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸自分のクラスやロッカー等が分かり、教師と一緒に身の回りの始末をする。</li> <li>㊹挨拶をしたり、名前を呼ばれると返事をしたりする。</li> <li>㊺好きな遊びを見つけて遊ぶ。</li> </ul>
〇期 3歳児 6～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>園生活に慣れ、友達と一緒に好きな遊びを楽しみながら行うなど、活動の場を広げていく。</li> <li>一人一人が自己主張するようになり、物の取り合いなどが増えてくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸夏の生活の仕方を知り、簡単な身の回りのことを自分でもしようとする。</li> <li>㊹教師や友達と触れ合い、遊ぶ楽しさを感じる。</li> <li>㊺いろいろな遊びに興味をもつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸身の回りのことや準備などを自分でしようとする。</li> <li>㊹好きな遊びの中で気の合う友達との遊びを楽しむ。</li> <li>㊺固定遊具や追いかっこなど、体を動かして遊ぶことを楽しむ。</li> </ul>

〇期 5歳児 9～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達の思いや考えを受け止めながら、目的をもって遊ぶ姿が見られる。</li> <li>知的好奇心や探求心が高まり身の周りのことに積極的に関わろうとするようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸生活に見通しをもち、自分たちの遊びや活動を進める。</li> <li>㊹目的に向かって友達と協力したり、分担したりして遊びを進める。</li> <li>㊺身近な自然に興味や関心をもって十分触れ合い、見たり考えたりしながら遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸自分たちで遊びの場や活動の場を整えたり、片づけたりする。</li> <li>㊹同じ興味や目的をもった友達と一緒に、楽しみながら遊びや活動を進める。</li> <li>㊺自然の変化に気付いたり、自然物を使って遊んだりする。</li> </ul>
〇期 5歳児 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「もうすぐ小学生」という期待をもちながら、自分たちの遊びを十分楽しみ、互いを認め合い、主体的に生活を進めようとする姿が見られる。</li> <li>生活や活動を見通し、友達同士で相談したり、工夫したりしながら積極的に活動するようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸小学校生活への関心や興味をもちながら、幼稚園生活を楽しむようにする。</li> <li>㊹遊びや生活に見通しをもち、課題に取り組んだり、遊びを進めたりしながら生活を楽しむ。</li> <li>㊺遊びを通して、文字や数に興味や関心をもつようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊸自分なりの課題に挑戦し、多少の困難にもくじけずにやり遂げようとする。</li> <li>㊸㊹友達と一緒にルールを守って、いろいろな運動や遊びに楽しく取り組む。</li> <li>㊹教師やいろいろな人たちが自分の成長を喜んでいて、感謝の気持ちをもつ。</li> <li>㊹異年齢児との関わりを深め、親しみや思いやりをもって接する。</li> <li>㊺カルタ、トランプ、すごろく、郵便屋さんごっこなどの遊びを通して、文字や数量に興味や関心をもち、遊びを進める。</li> </ul>

※「発達の過程・ねらい・内容」等の項目は一例である。各園の実態及び創意工夫により設定すること。

※「子育ての目安『3つのめばえ』」は県教育委員会のHPに掲載 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/mebae02/>)



### 第3 「小学校教育との接続」を踏まえた編成事例

幼稚園と小学校が隣接しており、園生活の中で日常的に幼児と児童との交流が行われている幼稚園の事例である。小学校との接続に関する内容は、太字で示す。異年齢児との関わりについての内容は、別枠（網がけ部）で示す。

教育目標	あかるく……明るく素直で、自信をもって生き生きと自分の思うことを表現する子 なかよく……よいきまりを身に付け、優しい心で友達や身近な人々と適切に関わる子 たくましく……元気で伸び伸びと遊び、何事も自分の力で意欲的にやろうとする子
------	--

期	発達の過程	ねらい	内容	異年齢児との関わり
○期 4歳児 10～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気の合う友達と遊ぶ楽しさが分かり、いろいろなことに興味をもって遊ぶようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気の合う友達と遊ぶ中で、気持ちを出し合いながら遊ぶ楽しさを味わう。</li> <li>・身近な自然や行事に興味をもち、いろいろなことに喜んで関わる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の思いを言葉で伝えたり友達の話の聞いたりして、友達との関わりを楽しむ。</li> <li>・秋の自然に触れ、戸外で進んで遊んだり、自然の様子に興味をもって関わったりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喜んで年長児と関わり、年長児と一緒にした遊びを自分たちの遊びに取り入れていこうとする。</li> <li>・<b>小学生と喜んで触れ合う。</b></li> </ul>
○期 4歳児 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちなりに遊びを考えたり、友達の考えに気付いたりして、遊びを進めるようになる。</li> <li>・進級への喜びをもつようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と一緒に遊ぶ中で思ったこと、感じたことを喜んで表現する。</li> <li>・いろいろな行事を通して、進級に期待をもつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達にも考えや思いがあることに気づき、楽しく遊ぶ。</li> <li>・冬から春の自然に興味をもって関わり、変化に気付く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年長児と関わったり行事を経験したりして進級に関心をもつ。</li> <li>・<b>小学生と楽しく触れ合い、親しみをもつ。</b></li> </ul>
○期 5歳児 9～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と考えを出し合いながら遊びを進める中で、友達関係の深まりが出てくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の力を発揮して、意欲的に活動に取り組む。</li> <li>・友達と共通の目的をもって活動し、自分の考えやイメージを出して遊ぶ楽しさを味わう。</li> <li>・自然の変化に関心をもち、戸外で思う存分遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の力を出して、体を動かしたり課題に挑戦したりする。</li> <li>・同じ目的をもってイメージを共有して考えを出し合いながら遊びを進める。</li> <li>・秋の自然の変化に興味をもち、遊びや生活に取り入れて楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>小学生と一緒にした遊びを、自分たちの遊びに取り入れ、小学生に憧れの気持ちをもったりする。</b></li> </ul>
○期 5歳児 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的をもって活動し、友達同士協力し合っ生活していけるようになる。</li> <li>・<b>自分の成長に関する自信と小学校入学への期待をもつようになる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と共通の目的をもち、活動を一緒に進めていく楽しさや充実感を味わう。</li> <li>・<b>自分の成長に関する自信や小学生になる期待をもって主体的に行動する。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級やグループの友達と、目的に合わせて役割を分担したり遊びを進めたりする。</li> <li>・<b>もうすぐ卒園するという自覚をもって幼稚園生活を送り、小学校入学への期待をもつ。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>小学生との関わりの中で、憧れの気持ちを抱き小学校生活への期待をもつ。</b></li> <li>・未就園児から高齢者までの様々な人との関わりの中で成長したことを感じ、自分なりに自信をもつようになる。</li> </ul>

※ 「発達の過程・ねらい・内容」等の項目は一例である。各園の実態及び創意工夫により設定すること。

## 第3節 5領域における幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例

### 第1 編成例の見方

ここでは、今回の幼稚園教育要領の改訂により、変更されたり、付け加えられたりした項目について、具体的な編成の仕方を例示する。それらの見方は以下の通りである。

#### 1 幼稚園教育要領の記述

まず、幼稚園教育要領における関連の記述を資料として示す。

幼稚園の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、幼稚園教育要領等の関連法令を踏まえなければならない、特に具体的なねらいや内容を組織し編成するに当たっては、教育課程の基準とされている幼稚園教育要領を十分に理解する必要がある。

#### 2 幼児の具体的な姿とその読みとりの例

次に、幼稚園教育要領の記述を踏まえながら、幼稚園生活の中で捉えた具体的な幼児の姿と、その姿を教師がどのように読みとったかについての一例を示す。このような姿の読みとりの積み重ねが、発達の過程を捉えることにつながる。

#### 3 教育課程の例

発達過程：具体的な姿を基に、(教育年限全体を見通した) 長期的な視点でとらえた幼児の発達の節目や特性

ねらい：発達過程を基に、その時期にふさわしいと捉え、組織したねらい

入園から修了までを見通して発達の過程を捉え、ねらいや内容を組織することが教育課程の編成であるが、ここでは例として、教育課程の一部をそれぞれ示している。

なお、ここに例示した幼児の発達の過程や具体的なねらい等は、その時期の幼児の標準的な育ちを示すものではない。あくまでも、幼児の姿の把握と教育課程編成の一例として参考にされたい。

## 第2 領域「健康」

### 編成例①：「見通しをもって行動すること」を視点として

#### 【幼稚園教育要領の記述】

- 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

[幼稚園教育要領「健康」ねらい(3)]

- 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。

[幼稚園教育要領「健康」内容(8)]

- 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

[幼稚園教育要領「健康」内容の取扱い(5)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

#### 【幼児の具体的な姿と】

##### ● 3歳児 7月

Aが「先生、お茶こぼれちゃった」と泣きながら訴えてきた。教師が「こぼれちゃったの。拭けば大丈夫よ」と声をかけ、雑巾で拭くと、すぐに安心した表情になる。

教師が「床を拭こうね」とAに言うのと「はい」と言っ、Aは雑巾を持ってきた。教師が「Aちゃん、雑巾持ってきてくれたの。よく気が付いたね。ありがとう」とAの行動を認める。

以後、学級の中で水などをこぼすと、進んで雑巾を持ってきて拭いている。

##### ● 4歳児 11月

遊びの後、教師や友達と一緒に、使っていた遊具や用具を片付ける。自分が遊んでいた場所がきれいになると、他の場所を手伝う幼児もいる。

ほとんどの遊具が片付き、教師が「お部屋もお外もきれいになったね。次にすることは何かな」と、尋ねると、A、Bが「手洗い、うがい」と水道に向かい、手洗いとうがいを始める。

他の幼児も片付けが終わると、自分から水道へ行っ、手洗いとうがいを始める。手洗いとうがいが終わった幼児は、いすを持って教師の周りに集まってくる。

##### ● 5歳児 10月

昼食の時間、教師がテーブルを出すと、幼児はグループごとにテーブルやいすを運んで座る。「今日は〇ちゃんがお当番だよ」と、当番表を見て声をかけ合いグループ内の当番の幼児を確認する。

当番の幼児は準備に使うエプロンなどを引き出しから持ってきたり、布巾でテーブルを拭いたりする。

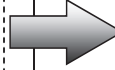
それが終わると、「準備をどうぞ」とグループの他の幼児に声をかける。他の幼児は各自トイレや手洗い、うがいを済ませ、弁当の準備をする。

準備が済むと当番の幼児たちが前に並び、「いただきます」と挨拶し、弁当を食べ始める。

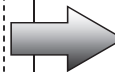
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

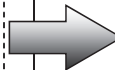
- はじめは、「こぼしてしまって、叱られるのではないかと考え、不安になるものの、教師の言葉かけや対処により、安心感をもつようになる。  
その安心感の下で、園生活の流れに見通しをもつことができている。  
さらに他の幼児の行動に興味や関心をもち、教師と共に自分もやってみたいという気持ちが育ってきている。



- 片付けが終わる頃に、教師が次にすることを問うと、自分たちで手洗いやうがいをして、次の活動を楽しみにしながら待てるようになる。  
生活の見通しをもち、生活に必要なことに自分たちから取り組むようになる。



- 教師が声をかけたり指示をしたりしなくても、幼児一人一人が一日の生活の見通しをもち、自分たちで生活を進めようとするようになる。  
自分の役割が分かり、当番を中心に声をかけ合って、食事の準備を進めようとしている。



期	発達の過程	ねらい
3歳児前半	○喜んで登園し、安心して過ごすようになる	○園生活の流れを知り、教師と一緒に喜んで取り組む
4歳児中頃	○自分のことは自分でしようとする気持ちをもって取り組むようになる	○園生活の仕方が分かり、身の回りのことに自分から取り組む
5歳児中頃	○友達と一緒に、意欲的に身の回りのことに取り組むようになる	○場に応じた生活の仕方が分かり、友達と協力して、自分達で生活を進めようとする

## 編成例②：「多様な動きを経験すること」を視点として

### 【幼稚園教育要領の記述】

- 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。

[幼稚園教育要領「健康」ねらい(2)]

- いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

[幼稚園教育要領「健康」内容(2)]

- 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

[幼稚園教育要領「健康」内容の取扱い(2)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

### 【幼児の具体的な姿と】

#### ● 3歳児 9月

A「先生、鬼ごっこしよう」教師「Aちゃん、捕まえちゃうぞ」と追いかける。歓声をあげながら逃げる様子を見てB、C、Dが「先生、こっちだよ」と言いながら、走り出す。走っては立ち止まり、教師の動きを振り返って見たり、前方にある障害物を回避したりしながら逃げる。追われていないことを感じると立ち止まり、また走り出す。

D「今度はおくれんぼをしよう。先生、数えて」と言いながら、隠れる場所を探し始める。教師は「1、2、3」と数を唱える。A、B、CもDの後をついて木の陰にしゃがんだり、トンネルの中に小さく寄り添って座り込んだりしている。

#### ● 4歳児 11月

A、Bが小さなフラフープを床に並べ、両足ジャンプをしている。教師がたくさんフラフープを用意すると、縦や横につなげ、両足ジャンプをする。A「見て、ケンケンできるよ」と片足で跳び始めると、Bが真似をする。

その様子をそばで見ていた幼児が集まり、両足ジャンプ、片足ケンケン、横ジャンプなどいろいろな跳び方を試しながら遊び出す。

#### ● 5歳児 6月

園外保育でのアスレチック体験をきっかけに、「幼稚園にアスレチックを作りたい」と、園庭でアスレチック作りを始める。

「一本橋があったらいいね」と言いながら、友達と一緒に巧技台、フープ、トンネルなど、これまで遊んできた遊具を組み合わせてアスレチックを作る。

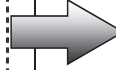
自分たちが作ったアスレチックでの遊びに多くの幼児が進んで取り組む中で、登る、跳ぶ、走る、くぐる、ぶら下がる、渡るなどの動きを楽しんでいる。



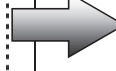
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

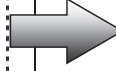
- 鬼ごっこで、走る、止まる、避けるなど自分の動きを調整することができるようになってきている。  
かくれんぼでは友達と一緒に遊ぶことを楽しみながら、腰を低くする、身体をかかめるなどいろいろな動きを体験している。



- 両足で跳ぶ動作を繰り返す中でケンケンで跳ぶことを思いついたAの動きがきっかけとなり、周りの幼児も同じ動きをすることが楽しくなっている。  
繰り返すうちにやっていた動きを基に、自分なりに動きを考えたり試そうとしたりする気持ちが育ってきている。



- 友達とイメージを共有しながらいろいろな遊具を自分たちで工夫して組み合わせ、遊びの場を作り出している。それを使って繰り返し遊ぶ中で、多様な動きを楽しみながら経験している。



期	発達の過程	ねらい
3歳児 中頃	○教師と一緒に体を動かすことを喜ぶようになる	○自分なりに楽しさを感じながら体を動かし、基本的な動きを繰り返し、より巧みな動きを体験する
4歳児 中頃	○友達と遊具などを使って体を動かして遊ぶようになる	○自分なりの思いをもって、友達と一緒に体を動かすことを楽しみ、模倣などからより多くの基本的な動きを経験する
5歳児 前半	○友達と一緒に試したり繰り返したりしながら、体を動かすことを楽しむようになる	○友達と工夫しながら、体を使っていろいろな動きを楽しみ、複数の動きを連続して行ったり、より複雑な動きに挑戦したりする
<p>&lt;参考&gt;めあての設定にあたっては、各期の発達の特長や動きの獲得の仕方を考慮するとともに、成長の個人差に応じた援助について配慮する。 （「幼児期運動指針」平成24年3月 参照）</p>		

編成例③：「食べ物への興味や関心をもつこと」を視点として

【幼稚園教育要領の記述】

- 健康，安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け，見直しをもって行動する。

[幼稚園教育要領「健康」ねらい(3)]

- 先生や友達と食べることを楽しみ，食べ物への興味や関心をもつ。

[幼稚園教育要領「健康」内容(5)]

- 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ，幼児の食生活の実情に配慮し，和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり，様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし，食の大切さに気付き，進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

[幼稚園教育要領「健康」内容の取扱い(4)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

【幼児の具体的な姿と

● 3歳児 9月

1学期に学級の畑にナスの苗を植え、水をあげるなど世話をし、生長を見てきた。2学期には実が大きくなった。A「先生、ナスが大きくなっているよ」B「本当だ、ぼくが取りたい」C「みんなで食べよう」と、収穫したり食べたりすることに期待をもつ姿がある。

翌日、ホットプレートで、収穫したナスを焼く。C「プチプチ音がしてきたよ」B「ほんとうだ」D「いいにおいがしてきた」A「ナスが動いているね」教師「本当だ、動いているね」E「ナスの色が変わってきたよ」など、感じたことを言葉にしたり、教師や友達の言葉を聞いたりしながら、ナスが焼けることを楽しみに待つ。

● 4歳児 10月

年長児が畑で育てたサツマイモを、掘り方を教えてもらいながら一緒に掘る。その後の焼き芋パーティーで、たくさん掘れたサツマイモを焼き芋にして食べると、「ほくほくして美味しいね」と喜んでいる。

次の日は、芋掘りや焼き芋パーティーを思い出し、新聞紙や絵の具などを使ったサツマイモ作りを始める。教師が「皮は何色だったかな」と尋ねると、「この赤い色」「皮をむくと中は黄色かったよね」と教師や友達と言葉を交わしながら作っていく。

サツマイモだけでなくキュウリやトマトなど、知っている野菜作りへも活動が広がっていき、八百屋さんごっこへと発展する。

● 5歳児 1月

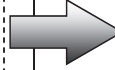
餅つきの数日前から、餅つきに使う道具（せいろ、かまど、臼、杵など）を見たり、臼と杵を使って餅つきごっこをしたりして、餅つきの様子を見ることへの期待が高まっている。

前日には、餅つきの準備としてもち米を研ぐ。Aが「家でもお米を洗ったことがあるよ」と言うので、教師が「お米を洗うことを『研ぐ』っていうんだよ」と伝える。Aは「『水が白くなくなるまで』ってお母さんが言っていたよ」と友達に教えている。もち米を研ぎながら、Bは「こんなに硬いお米がやわらかいお餅になるんだね」と不思議がっている。

【教育課程の例（部分）】

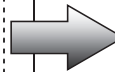
その読みとり の例】

- 収穫したナスがホットプレートの上で焼けていくのを見ながら、焼ける時においを嗅いだり、音を聞いたりして、ナスの様子に関心を持ち、食べることへの期待が高まっている。



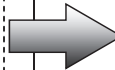
- 収穫したものを友達と一緒に食べる経験から、食べ物に興味を持ち、食べることを楽しむようになる。

また、収穫したり食べたりすることを通して、色や形、味やにおいなどにも気付き言葉にしたり、遊びにつなげたりするなど食べ物への興味や関心を深めている姿が見られる。



- 餅つきの準備を通して、普段から身近にある「米」について、その変化にも関心を高めている。

食べ物に関する日本の伝統的な行事である「餅つき」を見学することを通し、興味や関心の対象が、食べ物そのものから、調理の仕方や使う道具にまで広がっている。



期	発達の過程	ねらい
3歳児 中頃	○教師や友達と一緒に楽しく食べるようになる	○気付いたことや感じたことを表しながら、食べることを喜ぶ
4歳児 中頃	○栽培している野菜の生長や収穫を喜び、友達と一緒に楽しく食べるようになる	○経験したことをもとに、遊びや生活の中で、食べ物や食べることに興味や関心をもつ
5歳児 後半	○身近な食べ物について興味や関心を持ち、感じたことや知っていることを進んで伝えるようになる	○遊びや生活、行事を通して、いろいろな食べ物について興味や関心を深める

### 第3 領域「人間関係」

編成例④：「工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうこと」を視点として

#### 【幼稚園教育要領の記述】

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。

[幼稚園教育要領「人間関係」ねらい(2)]

- 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。

[幼稚園教育要領「人間関係」内容(8)]

- 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

[幼稚園教育要領「人間関係」内容の取扱い(3)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

#### 【幼児の具体的な姿と】

##### ● 3歳児 9月

通路の薄暗い一角を「お化け屋敷」と呼び、通ることを楽しんでいる。A「お化け屋敷に行ってきたの」B「怖かった」A「先生も行く」このやり取りを聞いていたC、Dも興味津々で一緒について行く。

「お化け屋敷」に着くとA「シー、静かに」と腰かがめて歩く。B、C、Dは話すのを止め、Aの動きを真似て歩き、保育室に戻ると楽しそうに思いを伝え合う。

数日後、Aが「お化け屋敷」への地図を描く。B、C、Dも真似て描く。その後、描いた地図を持って、皆で一緒に「お化け屋敷」行きを楽しむことが続く。

##### ● 4歳児 3月

「新聞紙あそび」の絵本を読んだAが「迷路が作りたい」と言う。教師「いいよ、でも一人で作るのは大変そうだね」A「じゃ、みんな呼んでくる」と絵本を見せながら友達に声をかける。すると興味をもった幼児が集まり、迷路作りが始まる。A「これをここに貼ろうかな」B「じゃ、新聞押さえるよ」C「ガムテープ、切るね」と、自分たちで思いやイメージを表し合いながら、遊びを進めていく。

##### ● 5歳児 12月

小学生との交流活動の後、「小学生のお兄さんたちみたいなくじ引きを作りたい」という思いをもつ。そこからくじ引き作りが始まり、材料を選び始める。A「どのダンボールがいいかな」B「この箱を縦にしてみようよ」C「回すところは、ペットボトルだったよね」と、小学生が作ったものの形や大きさを思い出しながら友達と相談して材料を選ぶ。

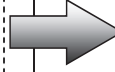
A「ペットボトルを押さえていて。穴の丸を描くから」B「切ることは得意だから私が切るね」と力を合わせて作り進めていく。

完成すると、「できた」と喜び、「赤色が出たら当たりってことね」などと、くじ引き作りからくじ引き屋さんごっこへと遊びを発展していく。

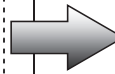
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

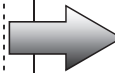
- 園の生活に慣れ、学級の友達を意識し、親しみを持ち、友達の行動や言葉に興味をもつようになる。  
友達を真似たり、同じことをしたりするなど友達と関わりをもって遊ぶようになる。



- 友達の誘いがきっかけで遊びが始まる。絵本というイメージが共有しやすい物的な環境により、自分たちで遊びを発展しようとする気持ちが育ってきている。  
友達の言葉を受け入れ自分ができることを考え、思いを伝えたり、聞いたりしながら一緒に協力して遊びを楽しもうとしている。



- 共通のイメージや目的をもって遊びを進めている。自分たちの思いを実現するため、工夫したり試行錯誤したりしながら友達と一緒に活動することを楽しんでいる。  
また、自分や友達が得意なことや好きなことが分かり、それを認め合ったり、生かそうとしたりしながら協力している。



期	発達の過程	ねらい
3歳児 中頃	○場や物を共有しながら、友達と関わりをもって遊ぶようになる	○友達のしていることに興味をもちながら、同じ場で遊ぶことを楽しむ
4歳児 後半	○互いに思いを表しながら、一緒に遊ぶことを楽しむようになる	○友達と思いを出し合いながら、相手の気持ちに気が付いて遊びを進めようとする
5歳児 中頃	○イメージを共有しながら、友達と思いや考えを伝え合って遊びを進めるようになる	○自分の思いを伝えたり、友達の思いを受け入れたりしながら、共通の目的をもって遊びを進めることを楽しむ



編成例⑤：前向きな見通しをもって、諦めずにやり遂げることを視点として

【幼稚園教育要領の記述】

- 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。

[幼稚園教育要領「人間関係」ねらい(1)]

- いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

[幼稚園教育要領「人間関係」内容(4)]

- 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

[幼稚園教育要領「人間関係」内容の取扱い(1)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

【幼児の具体的な姿と】

● 3歳児 9月

年中児や年長児が楽しそうに取り組むロープスライダーに興味をもち、Aが「あれがやりたい」と教師に伝えてくる。ロープスライダーが滑走を始めると、Aは「怖い」とすぐに降り、その場を離れる。少し時間が過ぎてから、A「先生、やっぱりやりたいから乗せて」と言う。再度取り組むと、最後まで滑走ができ、嬉しそうな表情をする。「できたね、すごい」と教師と一緒に喜ぶ。その後もAは「もっとやる」と繰り返し取り組んでいる。

● 4歳児 11月

年長児が長縄跳びをしている様子を、年中児Aが興味をもって見ている。それに気付いた年長児Bが「跳んでみる」と誘う。

Aは回っている縄を跳ぼうとするが、タイミングが合わずうまく跳べないでいる。その様子を見たBは縄を揺らし「これを跳んでごらん」とAに声をかける。

Aは縄をよく見ながら何度も跳び、「できた」と喜んでいる。Bは「たくさん練習すれば回っているのも跳べるようになるよ」とAに話す。Aは「年長さんになったら、僕も跳べるようになるね」と嬉しそうに話している。

● 5歳児 1月

紐つきのこまが回せるようになったAの傍で、回すことのできないBが繰り返し挑戦している。

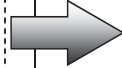
Aは「最後にちょっと紐を引っばるんだよ」と回し方やコツを伝え、一緒に楽しんでいる。なかなかうまく回らないが、Bは「まっすぐ投げるのが難しい」と言いながらも、諦めずに何度も挑戦し、Aも「あと少し」と応援している。

何日もこま回しに取り組んだある日、Bのこまがついに回り、AとBは共に喜んだ。

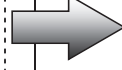
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

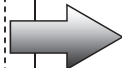
- 経験したことがない遊びにも興味をもち、自分から取り組んでみようとする気持ちが育ってきている。  
体験したことによる感覚や手ごたえが、「もっとやりたい」という気持ちにつながり、繰り返し取り組むことで慣れてさらに楽しく活動するようになる。



- 「少し難しそうだ」と思うことも、年長児の姿を見て、取り組んでみようとする。年長児にコツを教わったり応援してもらったりしながら、がんばろうとする気持ちが見られるようになっていく。  
また、身近な憧れの存在（年長児）がいることで「自分もあんなふうになりたい」と具体的なイメージを描いたり、がんばれば自分もできるようになるという期待をもったりするようになる。



- 「紐つきのこまを回せるようになりたい」という明確な目標をもって、意欲的に挑戦している。  
友達に認められたり、励まされたりする経験により、前向きな見通しをもって、諦めずに最後までやり遂げようとする。



期	発達の過程	ねらい
3歳児 中頃	○好きな遊びに繰り返し取り組むようになる	○自分のやりたい遊びを見つけて、繰り返し楽しむ
4歳児 中頃	○年長児の遊びに興味をもち、真似をしたり教えられることを楽しむようになる	○年長児への憧れや期待をもちながら、遊びを広げようとして、いろいろなことに取り組む
5歳児 後半	○友達の姿に刺激を受け、励まし合いながら、意欲をもって繰り返し一つのことに取り組むようになる	○自分なりの目標をもち、繰り返し取り組んだり最後まで諦めずに挑戦したりする

## 第4 領域「環境」

### 編成例⑥：「様々な文化や伝統に親しむこと」を視点として

#### 【幼稚園教育要領の記述】

- 身近な環境に自分から関わり，発見を楽しんだり，考えたりし，それを生活に取り入れようとする。

[幼稚園教育要領「環境」ねらい(2)]

- 日常生活の中で，我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。

[幼稚園教育要領「環境」内容(6)]

- 文化や伝統に親しむ際には，正月や節句など我が国の伝統的な行事，国歌，唱歌，わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり，異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて，社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

[幼稚園教育要領「環境」内容の取扱い(4)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

#### 【幼児の具体的な姿と

##### ● 3歳児 6月

学級全体で、七夕に関する絵本や紙芝居を見たり、笹飾りを作ったりする。出来上がってきた飾りを見ながら「いつ飾るの」と笹に飾り付けることを楽しみにしている。

また、「たなばたさま」の歌を覚えると普通の生活の中で何気なく口ずさんだり、飾り付けの時に楽しげに歌ったりしている。

##### ● 4歳児 7月

幼稚園に現れた獅子舞（おしし様）に幼児は驚いている。

Aは「おしし様は、今年も元気で暮らせませうようにって、みんなのお家に行くんだよ」と驚く友達に教えている。

教師「Aちゃんよく知っているね。幼稚園に来てくれたから、みんな元気に過ごせるね」A「僕も大きくなったらお父さんのようにたくさん練習しておしし様をやるんだよ」教師「楽しみだな。そうしたら、幼稚園へも来てね」

##### ● 5歳児 10月

学級で、最後には鬼ごっこになるわらべうた遊び「ことしのぼたん」で遊ぶ。

「おみみをからげてすつとんとん♪もひとつおまけにすつとんとん♪」のフレーズに興味を示し、遊びに引き込まれている。

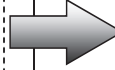
教師が鬼になって遊び始めたが、繰り返すうちに幼児が鬼になる。

鬼「仲間に入ーれーてー」幼児「だーめーよー」鬼「動物園に連れていってあげるから入ーれーてー」幼児「だーめーよ」と鬼と言葉をやり取りしている。

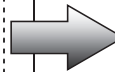
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

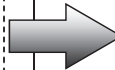
- 七夕を知らなかった幼児も、絵本や紙芝居により七夕の由来や願いなどについて知り、興味をもっている。  
 笹飾りの制作に楽しく取り組んだり、七夕の歌を歌ったりして、七夕の行事のもつ雰囲気を感じている。



- 地域の「ささら獅子舞」という伝統行事に父親が参加しているAは、おしし様をより身近に感じている。  
 獅子舞の様子を見たりAから聞いたりした幼児も、地域の行事への興味、関心が広がっている。



- 友達と一緒に声を揃えて「だーめーよ」と言い切ることに楽しさを感じている。  
 わらべうた遊びならではの言葉づかいや、言葉の響き、リズムの心地よさを感じながら、繰り返し楽しんでいる。



期	発達の過程	ねらい
3歳児前半	○幼稚園で初めて出あう四季折々の行事に参加し、その雰囲気や楽しさを感じるようになる	○園行事の中で、日本古来の伝統行事にふれ、親しむ
4歳児前半	○幼稚園や家庭での経験を教師や友達と伝え合い、興味や関心が広がっていく	○様々な文化や伝統行事に対して喜んで関わり、興味をもつ
5歳児中頃	○伝統行事や文化を自分たちなりに取り入れ、身近に感じる	○わらべうたの楽しさを味わい、伝統的な文化に触れて親しみをもつ

## 編成例⑦：「考えたり、試したりして工夫すること」を視点として

### 【幼稚園教育要領の記述】

- 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。  
[幼稚園教育要領「環境」ねらい(2)]
- 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。  
[幼稚園教育要領「環境」内容(8)]
- 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。  
[幼稚園教育要領「環境」内容の取扱い(1)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

### 【幼児の具体的な姿と

#### ● 3歳児 9月

ミニカーに興味をもっているAとBがコースを作り、ミニカーを走らせる。次第に物足りなくなり、「もっと速く走れるようにしたい」と伝えに来る。教師が、坂道を作ることを提案すると「それがいい」と賛成する。

コースに高低差をつけると勢いよく走るようになる。「すごい!」と喜ぶが、すぐに転がり落ちてしまう。その様子を見ていたCとDも仲間入りし、4人で一緒に遊ぶ。

成功したり失敗したりすることを繰り返すうち、「一人ずつでないとうちに落ちてしまう」と気付き、「一人ずつ順番に走らせる」という新しい遊びのルールを加えている。

#### ● 4歳児 11月

電車で行った遠足の後、電車や線路を作る遊びが始まる。Aたちがビニールテープで線路を作っている途中、他の幼児が電車を走らせようとするとうち、Aは「まだ走らないで」と言う。

教師が「まだ工事中ですよ」と言うとうち、Aは「そうだ、工事の人はヘルメットを被ってるんだ」と呟き、ラーメンカップでヘルメットを作る。するとBが「夜も工事をするから懐中電灯も必要だよ」とラップの芯やプリンカップで懐中電灯を作る。

他の幼児も遊びに加わり、ライトの色やスイッチを工夫している。

#### ● 5歳児 6月

ペットボトルの蓋とビー玉を使った動く遊具で遊んでいる。少しの傾斜があるとうまく動くことに気付き、小さな机や、三角形と長方形の積み木などを組み合わせてコースを作り始める。

何回か転がしてみると、コースを外れてしてしまうことが多く、どうすればゴールまで転がせるか、工夫し始める。

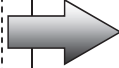
コースを外れてしまう原因を友達と考え、スタート時の積み木の角度を変えたり、スタート時の高さや勢いのつけ方を調整したりするなどの修正を繰り返している。



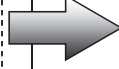
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

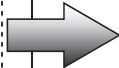
- 「もっと速くミニカーを走らせたい」という幼児の思いが満たされ、遊びを楽しんでいる。  
試したり工夫したりする経験を繰り返すことで、どうすれば成功するのかを3歳児なりに考え、一人ずつ順番に行うという新しいルールも作りながら遊びを進めようとしている。



- 見たことのある電車の工事現場の様子をイメージし、教師や友達と伝え合いながら遊びを進めている。  
多様な見立てを繰り返し、考えたり、工夫したりすることを楽しみながら、イメージしたことを形にしようとしている。



- 遊んでいる中で、ビー玉が作ったコースを外れてしまうという予想しない事態に直面し、その原因と解決方法を友達と共に考えている。  
ゴールまでどうしたらコースを外れずにビー玉を転がせるのか、その方法を考え、様々なことを試してみたり、工夫したりしながら遊びを進めている。



期	発達の過程	ねらい
3歳児 中頃	○教師や友達と同じ物を持ち、同じ場所で遊ぶことを通して、色々な遊びの面白さを感じるようになる	○色々な遊びを経験する中で、自分なりに工夫して繰り返して楽しむようになる
4歳児 中頃	○幼稚園や家庭での経験を教師や友達と伝え合い、興味や関心が広がっていく	○自分の思いやイメージを出し合いながら、友達と遊びを進める楽しさを味わう
5歳児 前半	○目的に向かって友達と試行錯誤しながら遊びを進めていくようになる	○共通の目的に向かって、友達と思いや考えを伝え合いながら遊びを進め、自分の考えをよりよいものにしようとする

## 第5 領域「言葉」

### 編成例⑧：「言葉に対する感覚を豊かにすること」を視点として

#### 【幼稚園教育要領の記述】

- 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

[幼稚園教育要領「言葉」ねらい(3)]

- 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

[幼稚園教育要領「言葉」内容(7)～(9)]

- 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

[幼稚園教育要領「言葉」内容の取扱い(4)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

#### 【幼児の具体的な姿と】

##### ● 3歳児6月

ある日、学級で「あまだれぼったん」を歌い始める。その数日後に雨が降ってくると、雨に気付いたAが「雨、降ってるね」と言い、Bが「あまだれぼったんだ」と言う。すると、他の幼児も楽しげに「ぼったんぼったんぼったんたん♪」と歌ったり踊ったりして遊び出す。

##### ● 4歳児10月

教師が絵本「きよだいな きよだいな」を読み聞かせる。その後、絵本コーナーに置いておいた絵本を興味深く見ていたAとBが、絵本の中の「あつたとさ、あつたとさ きよだいな〇〇あつたとさ」の一節を口ずさむようになる。周りの幼児もそのリズムを気に入り、つられるように復唱するようになる。そのうちに「きよだいな」の言葉の後に、絵本には登場しないものを自分たちで当てはめるなど、言葉遊びを楽しんでいる。

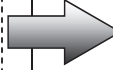
##### ● 5歳児10月

廊下の壁面に「うんどうかい」と文字を飾ると、向かい側にある鏡に「いかうどんう」と鏡文字になって映し出された。それを讀んだAは、言葉を反対から読む「逆さ言葉」にすると違う意味になることに気付く。「『トマト』は反対から読んでも『トマト』だよ」「ぼくは『れお』だから『おれ』になる」と逆さ言葉を友達と考え、言葉を発見する面白さを味わっている。

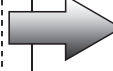
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

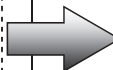
- 「あまだれぼったん」の曲のリズムや言葉を覚えて、楽しげに繰り返し歌うようになっている。  
雨が降ってきた時には、「あまだれぼったん」を思い出し「ぼったん、ぼったん」と言葉を発したり、喜んで歌ったり踊ったりして楽しむ。



- AとBが繰り返している「あったとさ あったとさ」のリズミカルなフレーズに、他の幼児も興味をもつようになっている。友達と言葉遊びを楽しみながら、「こういう、きょだいなものがあったらいいな」と絵本の世界を思い返し、想像を膨らませている。



- 「うんどうかい」の文字の中に「いかうどん」が隠れていた驚きの発見から、言葉への興味が広がり、言葉の仕組みに興味をもっている。  
言葉遊びを通して、自分が知っている言葉を使ったり、新しい言葉を聞いたりすることで言葉に対する感覚が豊かに育っている。



期	発達の過程	ねらい
3歳児前半	○幼稚園で覚えた歌を喜んで歌うようになる	○歌詞に合わせて、思いのままに歌ったり踊ったりして、言葉の響きやリズムを楽しむ
4歳児中頃	○たくさんの絵本に出あい、友達と一緒にお話の世界を楽しむ ○新しい言葉に興味をもち、自分なりに取り入れてみようとする	○友達と一緒に、言葉の響きやリズムを楽しみ、想像を広げて遊びの中に取り入れる
5歳児中頃	○友達とのやりとりを楽しむ中で、言葉への興味や関心が高まっていく	○友達と一緒に、言葉遊びを楽しみ、さまざまな言葉を想起して、言葉の感覚を豊かにする

## 第6 領域「表現」

### 編成例⑨：「身近な環境との関わりの中で様々な表現すること」を視点として

#### 【幼稚園教育要領の記述】

- いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。

[幼稚園教育要領「表現」ねらい(1)]

- 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。

- 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。

[幼稚園教育要領「表現」内容(1)(2)]

- 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

[幼稚園教育要領「表現」内容の取扱い(1)]

※下線部は、改訂により変更、もしくは新しく記述された部分

#### 【幼児の具体的な姿と】

##### ● 3歳児 7月

咲き終わってしぼんだオシロイバナの花びらをAが取ろうとすると、指がピンク色に染まる。Aは「指がピンクになっちゃった」と教師に知らせに来る。

そして、ビニール袋の中に入れたオシロイバナの花びらを袋の上から指ですりつぶすと、ピンク色の汁が出てくることを知り、「出てきた、見て」と喜ぶ。Aは「ピンクのお水出てこい、出てこい」と呪文のように唱えながら花をすりつぶす。

それに誘われて、他の幼児もAを真似て同じように唱えながら花をすりつぶす。

出来上がると「イチゴジュースになった」と喜び、友達と見せ合い、色水をジュースに見立てて遊ぶ。

##### ● 4歳児 6月

プラネタリウム見学での楽しい体験をもとにプラネタリウム作りを始める。

暗くて星がたくさんあった様子を思い返ししながら、小さな穴を開けた黒いビニールを窓に貼るなどする。

小さな穴から差し込んだ光が星のように輝いて見え、またその光が床に映し出されると、「星が映ってる」と手で触れてみようとするなどして、影の仕組みを不思議がっている。

そのうち床に星が映る「見下ろすプラネタリウム屋さん」として遊びが始まる。

光が差し込まない時には「今はお休みです」と天気の状態を感じ取りながら遊びを進めている。

##### ● 5歳児 6月

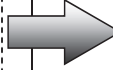
花壇に種を蒔いたヒマワリとアサガオの様子を見に行く。ヒマワリの芽を見つけたAは、他の場所にも出ていないかと探し始める。別の芽を見つけ「こっちにもあるよ」と教師に声をかける。見つけたばかりのアサガオの双葉を見ながら「これはさっきの葉っぱの形が違うね」と話す。

教師が「これはアサガオで、さっきのはヒマワリだよ」と伝えると、「そうなんだ」と納得した様子でアサガオの双葉をじっと見ている。「あれ、見て。葉っぱの間から、またちょっとだけ、葉っぱが出ているよ」と小さな本葉を覗き込む。「この葉っぱもヒマワリとは違う形になるのかな」と話す。

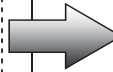
【教育課程の例（部分）】

その読みとり の例】

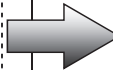
- オシロイバナの花びらを触ると、指がピンク色に染まる不思議さを驚きをもって感じている。  
ピンク色の水が出てくることを願い、友達と共に「出てこい」と唱えながら、花を指ですりつぶすことを楽しんでいる。



- プラネタリウム見学という共通体験を通し、その時の感動をもとに、友達と作りたいもののイメージを共有しつつ、作りながらそのイメージに近づいていく楽しさを感じている。  
太陽の光や影の存在に気付き、その感動を遊びに生かしている。



- はじめは芽を探すことを楽しんでいたものの、見つけた2つの双葉の種類の違いに気付く。  
1つの双葉をじっと見続け、本葉の発見を喜びながら、形や様子について気付いたことを出来るだけ詳しく正確に表現しようとしている。



期	発達の過程	ねらい
3歳児前半	○教師や友達と身近な自然に触れて遊ぶことを楽しむ姿が見られる	○身近な草花から不思議さや面白さを感じ、教師や友達と繰り返し遊びを楽しむ
4歳児前半	○共通体験を通し、個々に思ったり感じたりしたことを伝えながら遊びを楽しむようになる	○体験からイメージした物を工夫して作ったり、作ったもので遊んだりして、自分なりの表現を楽しむ
5歳児前半	○体験した事やイメージしたことを本物らしく、正確に表現しようと工夫する姿が多く見られる	○身近な草花について、気づいた事や考えた事などを、いろいろな表現の仕方伝え合って遊びを楽しむ



## 第4章 指導計画の作成及び幼児理解に基づいた評価に関する資料

### 第1節 指導計画の考え方

#### 第1 教育課程と指導計画

幼稚園教育要領の第1章第4の1では、指導計画の考え方として「幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。」と示している。

教育課程は、幼稚園の教育目標に向かい、どのような道筋をたどっていくかを明らかにした計画であり、入園から修了までの教育期間の全体を見通したものである。その実施に当たっては、幼児の生活する姿を捉え、それぞれの発達にふさわしい生活が展開されるようにすることが必要である。

そこで、教育課程を具体化し、さらに具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助等、指導の順序や方法などを示したものが指導計画である。指導計画には、年・学期・月などの長期間の指導の見通しを表した長期の指導計画と、週・日などのより具体的な幼児の生活に即した短期の指導計画とがある。計画の期間が短くなるにつれ、幼児の生活する姿をより具体的に把握できるため、学級や幼児の実態に即した具体的な指導計画となる。

幼稚園における教育活動は、教育課程によって全体の見通しをもちながら、指導計画によってそれぞれの発達にふさわしい生活を展開し、教育目標に向けた幼児の育ちを支えていくことになる。

#### 第2 指導計画と具体的な指導

指導計画は、一人一人の幼児が必要な体験を得ることができるように、教育課程を具現化して作成するものである。長期・短期の指導計画にはそれぞれの特徴があるため、各園ではいくつかの期間の指導計画を組み合わせながら教育活動を行っている。作成する指導計画の種類は、園の実態及び幼児の実情によって各園で決める。

作成に当たっては、幼児の実情を十分に踏まえ、具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにしていく。しかし、どんなに綿密に考え抜いた計画であったとしても、指導計画はあくまでもあらかじめ考えた仮説である。幼稚園生活においては、幼児が自ら環境に関わって活動を展開するため、教師の予想と実際の幼児の姿が異なっていることもよく見られる。

実際の指導を行う際は、幼児の発想や活動の展開を大切にしながら、ねらいや内容を修正したり、環境を再構成したり、教師が必要な援助を行ったりするなど、計画を柔軟に修正しながら保育を展開していくことが必要になる。短期の指導計画に修正を加えながら日々の実践を積み重ねることにより、長期の指導計画や教育課程も見直し、改善につなげていかなければならない。

### 第3 指導計画作成上の基本的事項

#### 1 発達の理解

発達を理解することは、それぞれの幼児がどのようなことに興味や関心をもってきたか、興味や関心をもったものに向かって自分のもてる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、一人一人の発達の実情を理解することである。また、学級や学年の幼児がどのような時期にどのような道筋で発達しているかという発達の過程を理解することも必要になる。その際、幼児期はこれまでの生活経験により発達の過程の違いが大きい時期であることに留意し、一人一人の発達の特性を踏まえて、指導計画に位置付けていくことが必要である。

なお、幼児の発達は、日々の生活での具体的な事物や人々との関わりなどの環境を通して促されるものであるため、幼稚園における環境は、幼児期の特性に照らし、ふさわしいものでなければならない。そこで、教師は幼児と共に生活しながら、幼児の育ちや必要な経験などを幼児の生活する姿に即して具体的に理解することが大切である。

#### 2 具体的なねらいや内容の設定

具体的なねらいや内容を設定する際には、「その時期の幼児の発達する姿に見通しをもつこと」「その前の時期の指導計画のねらいや内容がどのように達成されつつあるか、その実態を捉えること」「その次の時期の幼稚園生活の流れや遊びの展開を見通すこと」が大切である。

生活の実態を理解する視点としては、幼児の興味や関心、生活や遊びへの取り組み方の変化、教師や他の幼児との人間関係の変化、自然や季節の変化など、様々なものが考えられる。

#### 3 環境の構成

指導計画を作成し、具体的なねらいや内容として取り上げられた事柄を幼児が実際の保育の中で経験することができるように、適切な環境をつくり出していくことが重要である。環境の構成を考える際には、場や空間、物や人、身の回りに起こる事象、時間などを関連付けて、幼児が必要な経験を得られるような状況をどのようにつくり出していかを考えることが中心となる。

また、いつも教師が環境をつくり出すのではなく、幼児もその中において必要な状況を生み出すことを踏まえることも大切である。幼児の気付きや発想を大切にしたり、幼児のつくり出した場や物の見立て、工夫などを取り上げたりして環境を再構成し、どのように生活の中に組み込んでいかを考えることが重要となる。

#### 4 活動の展開と教師の援助

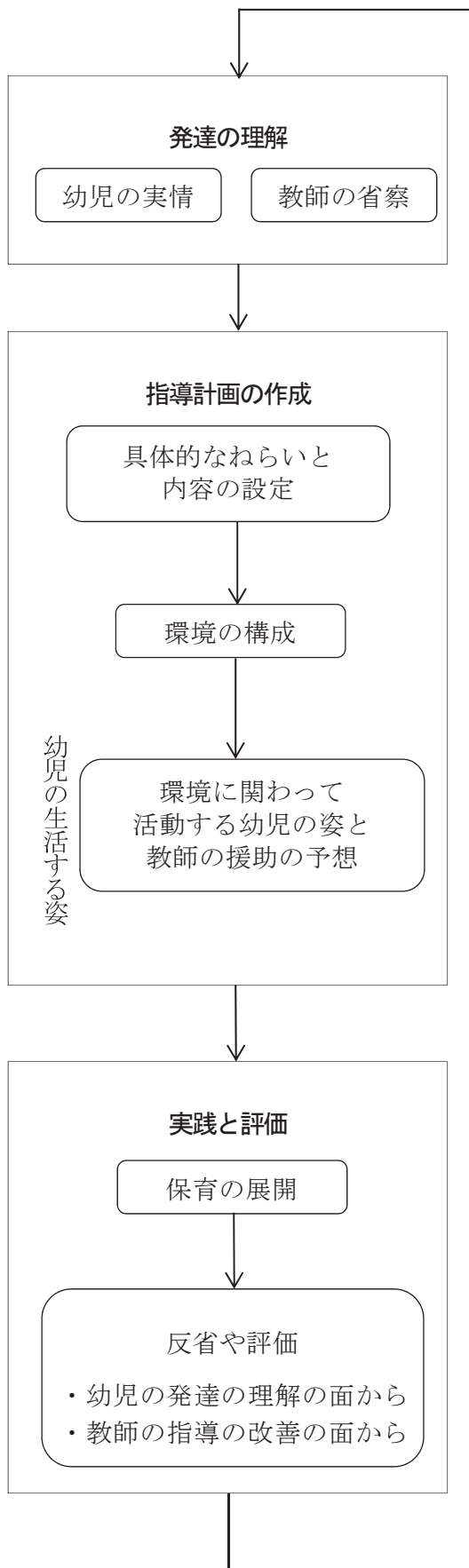
幼児は、具体的なねらいや内容に基づいて構成された環境に関わって、興味や関心を抱きながら様々な活動を生み出していく。しかし、ときにはやりたいことが十分できなかったり、途中で挫折してしまったり、友達との葛藤などにより中断してしまったりすることもある。このような場合に、活動のどのような点で行き詰まっているのかを理解し、教師が必要な援助をすることが重要である。

幼児の活動を理解するということは、活動が適当か、教師の期待した方向に向かっているかを捉えることだけではない。むしろその活動を通して、そこに関わる幼児一人一人がどのような体験を積み重ねているのか、その体験がそれぞれの幼児にとって充実していて発達を促すことにつながっているのかを把握することが重要である。教師はそれに基づき、状況に応じた多様な関わりをすることが求められる。

#### 5 反省・評価と指導計画の改善

幼稚園における指導は、幼児の発達の理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。指導計画は、このような循環の中に位置し、常に指導の過程について実践を通して反省や評価を行い、改善が図られなければならない。

保育における反省や評価は、指導の過程の全体に対して行われるものであり、「幼児の発達の理解」と「教師の指導の改善」の両面から行うことが大切である。



### 長期の指導計画

累積された記録、資料を基に発達の過程を予測する。

教育課程によって、教育の道筋を見通しながら、幼児の生活を大筋で予測し、その時期に育てたい方向を明確にする。

ねらい、内容と幼児の生活の両面から、環境を構成する視点を明確にする。

季節など周囲の環境の変化を考慮に入れ、生活の流れを大筋で予想する。

短期の指導計画の反省や評価などを積み重ね、発達の見通し、ねらい、内容、環境の構成などについて検討し、計画の作成に役立つ。

### 短期の指導計画

幼児の実態を捉える。  
 ・興味や関心  
 ・経験していること  
 ・育ってきていること  
 ・つまづいていること  
 ・生活の特徴

前週や前日の実態から、経験してほしいこと、身に付けることが必要なことなど、教師の願いを盛り込む。

具体的なねらいや内容と、幼児の生活の流れの両面から、環境の構成を考える。

環境に関わって展開する幼児の生活をあらかじめ予想する。

幼児と生活を共にしながら、生活の流れや幼児の姿に応じて、環境の再構成などの適切な援助を行う。

幼児の姿を捉え直すとともに、指導の評価を行い、次の計画の作成につなげる。

## 第4 指導計画作成上の留意事項

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。幼稚園教育要領第1章第4の3には、指導計画作成上の留意事項として、以下の8点が示されている。

### 1 長期の指導計画と短期の指導計画

長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

### 2 体験の多様性と関連性

幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。

### 3 言語活動の充実

言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

### 4 見通しや振り返りの工夫

幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。

### 5 行事の指導

行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。

### 6 情報機器の活用

幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

### 7 教師の役割

幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。

### 8 幼稚園全体の教師による協力体制

幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであることを踏まえ、幼稚園全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。



## 第5 幼児理解に基づいた評価の実施

### 1 評価の実施

評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが重要である。「評価」という語は、優劣を決めたり、ランクを付けたりする成績表のようなイメージで受け止められることがある。しかし評価を実施する際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

幼稚園において、評価は欠くことのできないものであり、適切な教育は適切な評価によってはじめて実現できるものである。幼稚園における評価は、第3で示したように「幼児の発達の理解」と「教師の指導の改善」の両面から行われるものであり、決して幼児を他の幼児と比較して優劣をつけて評定することではない。保育の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、保育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めるものである。

### 2 評価の妥当性や信頼性の確保

各園には、評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進することが求められている。評価を行う際の取組の工夫として、次のようなことが挙げられる。

- ・参考となる情報（日々の記録、エピソード、写真など）を生かしながら評価を行う
- ・複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせ、幼児のよさを捉える
- ・評価に関する園内研修を行う
- ・日頃から保護者に伝え、家庭との連携に留意する

また、幼稚園教育指導資料第3集「幼児理解と評価」（平成22年7月改訂文部科学省）では、具体的な幼児理解の方法として、次のことを取り上げている。

- ・幼児とのふれあいを通して、幼児との相互理解を深める
- ・幼児が生活する姿の記録を工夫する
- ・多くの目で幼児を見る
- ・家庭からの情報を活用する

一人の教師の目に映った幼児の姿は、それぞれの幼児のごく一部である。また、教師自身の見方や考え方によって、その姿の見え方は違ってくる。幼児の姿をより多面的に捉えるためには、複数の教師が連携・協力し、多くの目で見たことを重ね合わせていくことが必要である。

### 3 保育と評価の一体化と指導の継続

幼児の発達の状況については、単年度ではなく、入園から修了までの教育期間全体にわたって引き継がれていくことが大切である。また、園長は、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校の校長に送付しなければならないこととなっている。（学校教育法施行規則第24条②）このような関係法令も踏まえ、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園において記載した指導要録を小学校に適切に送付したり、指導要録以外の資料や記録を活用したりするなどして、小学校と情報を共有できるよう工夫していくことが必要である。

指導要録は、幼児の発達の特性と指導の過程を明確に捉え、保育と評価の一体化を図っていくためのものである。その作成に当たっては、日常の保育の連続上のものであることに留意する。次年度、その幼児の特性を踏まえた適切な指導が受けられるように、一年間の指導の過程の中で捉え続けた必要な情報を年間の記録としてまとめ、次の担任へ、さらに小学校へとつなぐ必要がある。

保育を評価することを通して、幼児理解を深めたり、教師の指導と幼児の発達する姿の関係に気付いたりし、指導を改善していくことができる。指導要録やその他の情報を幼児に対するよりよい指導を生み出すための資料として捉え、保育と評価の一体化と指導の継続を図ることが重要である。



## 第2節 長期の指導計画の作成

### 第1 長期の指導計画

長期の指導計画は、各園の教育課程に基づき幼児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法に関して、年・学期・月などにわたって立てた計画である。これまでの実践の評価や累積された記録などを生かして、各園における幼児の発達の過程を見極め、長期的なねらいや内容、環境を構成する際の視点や指導上の留意点などを明らかにしたものである。

### 第2 長期の指導計画作成上の留意事項

#### 1 教育時間への配慮

幼児は、特定の時期（入園・進級時、短縮保育期間、行事の多い時期）や天候・季節の変化に影響を受けやすいため、教育時間の設定には十分な配慮が必要である。

#### 2 園内の協力体制

園生活の全体を視野に入れ、学年や学級の間で連携しながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分満たすための適切な援助ができるよう、全職員の協力の下に作成する。

#### 3 行事に関する配慮

遠足・運動会など、それぞれの行事の意味を考えながら幼児の活動意欲を高め、幼児同士の交流を盛んにするなど、発達を促すために役立つように位置づけ、見通しをもって実施することが大切である。

また、園生活の自然の流れの中で生活に潤いや変化を与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにそれぞれの時期にふさわしい行事を精選し、幼児の負担にならないようにする。

避難訓練・健康診断といった保健安全に関する行事や、伝承行事・遊び、異文化交流など家庭や地域社会の行事にも配慮する。

#### 4 地域社会との連携

園内外の自然環境や地域の公園、利用可能な施設の活用、祭りや地域の行事への参加など、家庭や地域社会との連携を図りながら、見通しを立てて長期計画の中に位置付けていくようにする。

#### 5 幼児理解に基づいた評価と小学校教育への円滑な接続

幼児の日々の記録やエピソード・写真など、参考となる情報を生かして、幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価を実施できるよう、複数の教職員で組織的かつ計画的に取り組むと共に、小学校にその内容が適切に引き継がれるようにする。

### 第3 長期の指導計画の例

各園においては、園の教育課程を具体化して、一年間の指導を見通した年間指導計画を作成する。その年間指導計画に沿って保育を展開しながら、幼児の実態に即して修正しながら、期、学期、月などの指導計画を作成することとなる。

〈教育課程〉 3年保育

教育目標	健康で豊かな心を育てる		
	発達の過程	ねらい	内容
九期 4歳児 11～12月	<ul style="list-style-type: none"><li>友達と一緒に遊びを進める楽しさを感じるようになる時期。</li><li>やりたい遊びに熱中して取り組むようになる時期。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自分の思いや考えを出しながら、友達と関わり合って遊んでいこうとする。</li><li>身の回りの素材を使って、考えたり試したりして遊ぶことを楽しむ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>気の合う友達と遊ぶ中で、イメージを出し合ったり、役割を決めたりする。</li><li>簡単なルールのある遊びの面白さを知り、繰り返し遊ぶ。</li><li>遊具や用具、素材などを組み合わせながら遊ぶ。</li></ul>



次頁〈年間指導計画へ〉

〈年間指導計画〉 3年保育 4歳児

年間教育目標	○様々な環境に関わることを通して、自分から進んで活動する。 ○自然に触れて生活していく中で、美しさや不思議さ、偉大さなどを感じる。		
	幼児の姿	○ねらい ■内容	環境構成
4歳児 11～12月	○友達と一緒に遊びを進めるようになる。 ・自分の考えを出せるようになる反面、友達との衝突が生じることがある。 ・大勢でのゲームなどを喜び、進んで参加するようになる。 ○やりたい遊びに熱中して取り組むようになる。 ・自分なりのめあてをもち、遊びを継続するようになる。	○自分の思いを出しながら、気の合う友達と関わっているいろいろな遊びに取り組む。 ■自分のイメージをもち、興味のある遊びにじっくり取り組む。 ■ルールのある遊びの面白さを知り、大勢と一緒に遊ぶ。 ○秋の自然に親しみ、自然物を使って考えたり試したりして遊ぶ。 ■秋の自然物に触れ、感触を味わい、それらを使ったごっこ遊びを楽しむ。	・友達との関わりがさらに生まれるように、きっかけとなる遊具や用具、材料を準備しておく。 ・集団で楽しめる遊びを取り入れて、教師も遊びに加わり、ルールを守るとさらに楽しくなることを知らせていく。 ・身近な所にも自然物が落ちていることに気付けるよう、絵本や図鑑などを準備して、興味や関心を高める。



〈月の指導計画〉 11月

幼児の実態 (10月の幼児の姿)	・気の合う友達と一緒に過ごす楽しさがわかり、友達の後を追ったり、言葉や物のやり取りをしたりしながら遊んでいる。一方で、自分の思い通りにならないことがあると、トラブルが生じることがある。 ・運動会の経験から、体を動かすことや、友達とチームに分かれて競い合うことへの興味や関心が高まっている。また、友達と一緒に走ることも楽しんでいる。 ・園内外の秋の自然物を集めて観察したり、遊んだりしている。		
	○ねらい ■内容	環境の構成・教師の援助	
	○気の合う友達と関わる中で、自分の思いを出そうとする。 ■気の合う友達と一緒に遊び、遊びの中で自分の思ったことや考えたことなどを言葉や動きで伝え合う。 ■友達と一緒に簡単なきまりやルールを守って、遊びを楽しむ。 ○様々な運動遊びに興味をもち、体を動かして遊ぶ心地よさを味わう。 ■長縄跳び、鬼遊び、伝承遊びやわらべうたなどをみんなと一緒に楽しむ。 ○自然物を遊びに取り入れ、秋の自然に親しむ。 ■サツマイモや秋野菜の収穫を楽しむ。 ■木の実や木の葉などに触れ、感触を味わい、ごっこ遊びを楽しむ。	・自分たちで遊び場を作ったり、作りかえたりしていけるよう、積木や段ボール箱など、持ち運びやすい用具を準備しておく。 ・遊び場は、数日続けて使うことにより、遊びが発展していくこともあるため、継続して使えるよう片付け方に配慮する。 ・ごっこ遊びを行う中で必要になったものを取り入れたり、自分のイメージに合わせて作ったりできるように、幼児の希望に応じて多様な素材を提供する。 ・戸外での活動を十分行えるよう、遊具を設定したり、教師が率先して戸外へ出たりして遊びに誘う。 ・長縄跳びやしっぽ取り鬼などは、幼児だけでは遊びが続かないことがあるため、教師が加わることによりルールのある遊びをみんなでする楽しさを体験できるようにする。「だるまさんが転んだ」や「はないちもんめ」などの伝承遊びも取り入れる。 ・サツマイモや秋野菜の収穫の体験を通して、感触や形、大きさの違いなど幼児の気付きに教師も共感し、自然に対する興味や関心を高める。 ・紅葉した木の葉や木の実などの美しさに触れて感動したり、自然物を使って遊んだりする姿を受け止め、充実感を味わわせる。	
保護者・地域との連携	・保護者の保育参加 ・地域の公民館祭りへの参加 ・中学生の職場訪問		

## 第3節 短期の指導計画の作成

### 第1 短期の指導計画

短期の指導計画は、長期の指導計画を基に見直しをもちながら、より具体的な幼児の生活に即して作成する週案や日案などである。幼児の生活する姿から一人一人の幼児の興味や関心、発達などを捉え、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の幼児の姿に直結して具体的に作成するものである。

### 第2 短期の指導計画作成上の留意事項

#### 1 長期の指導計画との関連

- ・長期の指導計画におけるねらいと内容を受けて、これらと関連をもちながらより具体的かつ適切に指導が行われるよう、幼児の生活のリズムに配慮し、幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるよう計画する。
- ・短期の指導計画は、原則として学級担任が作成するものであるが、幼児の生活する姿を正確に捉えるためには、幼稚園全体の協力体制の下に教師間の情報や意見の交換を大切にする。

#### 2 幼児の主体性に基づいた指導

- ・幼児が周囲の様々な人やものとの関わりを通して、主体性を発揮し、充実した幼稚園生活ができるよう、幼児一人一人の特性に応じて発達の課題に即した指導ができるように配慮する。
- ・幼児の主体的な活動を促すために、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、教師はよき理解者・共同作業などの様々な役割を果たすことで幼児の発達に必要な体験が得られるように、その場その場に応じて適切な援助をする。

#### 3 保育のつながりへの意識

- ・週（日）案は、前週（前日）から今週（今日）への生活の流れを大切にして作成する。幼児が様々な体験をする中でそれぞれの体験がつながりを持ち、次の活動を生み出す原動力となって幼稚園生活が充実したものになるよう配慮する。
- ・日々の指導の反省・評価は、その後の指導計画の作成や指導法の改善などに役立つ資料となる。指導計画を作成する時点で、反省・評価の観点やその方法を予測し、次へのつながりを意識できるように工夫する。

#### 4 現代的課題を踏まえた教育内容の充実

- ・言語能力が思考力の発達に関わることを踏まえて、言葉で伝え合ったり、絵本や物語、言葉遊びに親しんだりする中で豊かな感性や表現力を養うことを大切にする。
- ・視聴覚教材やコンピュータなどの情報機器を活用する際は、あくまでも幼稚園生活での得難い直接体験を補完する意味で取り扱うようにする。

#### 5 個別の配慮を踏まえた計画

- ・学級担任は、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動を利用する幼児について、担当教師や保護者と緊密な連携をとりながら、幼児の心身の負担にならないよう配慮する。
- ・集団生活の中で、障害のある幼児との育ち合いを大切にし、家庭や地域・専門機関と連携して幼児一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するなど、支援体制を充実させる。

### 第3 短期の指導計画の例

#### 1 週の指導計画（週案）から一日の指導計画（日案）作成への過程

ここでは、3年保育5歳児1月の保育について、週の指導計画から一日の指導計画に具体化していく過程の一例を示す。週の指導計画及び一日の指導計画の例は、69頁～71頁を参照のこと。

##### 週の指導計画（要点）

ねらい	○友達と生活する中で、互いの気持ちを考え合ったり、友達のよさに気付いたりしていく。 ○自分なりの目的をもってじっくりと遊びに取り組み、達成感や満足感を味わう。
内容	○友達と思いや考えを伝え合い、一緒に遊びや活動を進める。 ○繰り返し挑戦したり、試したりしながら遊ぶ。
環境構成・ 援助のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霜柱や氷を見ついたり、氷作り等を楽しんだりする中で、冬の自然に関心を深められるように、幼児の気付きや発見に寄り添い、耳を傾けて、学びや遊びが豊かになるよう関わる。</li> <li>・リレーやドッジボールなどの競い合う遊びをする中で、共通の目的をもって楽しめるように、作戦会議と称して皆で意見を出し合う機会をつくり、遊びを深める。</li> <li>・こま回しや縄跳び等に繰り返し挑戦し、自分の目標に向けてがんばる姿を周囲に伝えることで友達同士が刺激し合えるようにする。</li> <li>・小学校の「遊びの会」での小学校1年生との関わりをきっかけに、意欲を高められるようにする。</li> <li>・友達の得意なものやよさに気付き、認める姿に教師が共感し、それらに気付けたことをほめて自信につなげていく。</li> <li>・遊びの中でトラブルが生じた場合には、それぞれの幼児が意見を出し合って解決していく様子を見守る。いつも同じ幼児の意見が取り上げられないことがないよう、必要に応じて助言していく。</li> </ul>



##### 日案作成への過程① 計画に基づいて展開された生活から幼児の姿を把握

###### 〈昨日までの幼児の姿〉

- 自分たちでいろいろな氷を作ろうと相談をしながら、水を張った容器をどこへ置いたら凍るか、氷集めや氷作りをして氷屋さんごっこを楽しんでいる。
- 今週月曜日に、小学校1年生との「遊びの会」で取り組んだこま回しがきっかけとなり、皆で集まっているいろいろな回し方や競争をして遊んでいる。さらに、積木で作った階段や板で作った坂道での遊びを工夫する姿があり、より楽しい遊びになっている。
- 自分たちで遊びに必要な線を引きいてリレーをしている。「先生チームに勝ちたい」という気持ちが高まり、誘い合って遊ぶが、チームの勝敗を意識するようになるにつれて、ルールを守らない姿が見られるようになり、時々トラブルが生じている。帰りの会で、先生チームに勝つために、学級のみんなでリレーに参加しようと話し合った。
- 飼育当番の4歳児への引き継ぎとして、「当番の仕方を見せる」ところから始めた。今まで自分たちがやってきたことを丁寧に4歳児に教えている姿が見られる。



##### 日案作成への過程② 幼児の実態の読み取りと教師の援助の省察から、援助の方向性を検討

###### 〈幼児の実態と教師の援助の省察〉

- 友達と話し合ったり、競い合ったりしながら、自分たちで遊びを進めていく姿が見られるので、活動の時間を十分に確保する。遊びの中で生じる問題を幼児が相談して解決したり、遊びのコツを教え合ったりするなど、友達との関わりを深めていく中で、友達の得意なことやよさを互いに感じることができるよう援助する。
- 一日の予定や今週の生活の流れのイメージが共有され、自分たちで意識をもった生活につながっている。来月の生活発表会に向けて、幼児のアイデアを取り上げながら見通しをもって話し合い、自分たちの考えが実現していく喜びと自信をもたせるとともに、学級全員で同じ目的に向かって取り組むようにする。



##### 日案作成への過程③ 翌日の指導のねらいを定め、ねらいを達成するための内容を設定

ねらい	○友達と教え合ったり、競い合ったりする中で、いろいろな友達のよさに気付く。
内容	○自分たちでルールや場をつくり、遊びを進める。 ○自分なりに見通しをもって、一日の遊びや活動を進める。



##### 日案設定への過程④ 内容を具体化して、幼児の生活の展開と援助に関する内容等を計画

[幼児の活動・活動時間の目安・環境の構成・教師の援助のポイント等] (70頁、71頁参照)




















1月第4週（1月23日～1月27日）				
先週の幼児の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭でサクサクとした霜柱を見つけたことが学級全体の話題となり、霜柱探しから氷作りへと遊びが広まった。</li> <li>・郵便ごっこやかかるた、すごろく等、文字や数に触れる機会が多くなり、書くことへの興味や関心が高まっている。書けない文字があると友達に尋ねたり、教え合ったりする姿が見られた。</li> <li>・継続して、リレー、くつとり、ドッジボールで遊んでおり、声をかけて仲間を集めたり、人数を数えてチーム分けをしたりして自分たちで遊びを進めている。5歳児チーム対先生チームでリレー勝負をしたところ、先生チームに負けた悔しさと勝ちたいという気持ちが高まって仲間を誘い、リレーに力が入っている。</li> <li>・5歳児学級では、学級では一日の予定に加えて、週や月の予定も掲示している。予定の掲示により、見通しをもった生活ができるようになってきている。</li> </ul>			
ねらい	<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と生活する中で、互いの気持ちを考え合ったり、友達のよさに気付いたりしていく。</li> <li>○自分なりの目的をもってじっくりと遊びに取り組み、達成感や満足感を味わう。</li> </ul> </td> <td>内 容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と思いや考えを伝え合い、一緒に遊びや活動を進める。</li> <li>○繰り返し挑戦したり、試したりしながら遊ぶ。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と生活する中で、互いの気持ちを考え合ったり、友達のよさに気付いたりしていく。</li> <li>○自分なりの目的をもってじっくりと遊びに取り組み、達成感や満足感を味わう。</li> </ul>	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と思いや考えを伝え合い、一緒に遊びや活動を進める。</li> <li>○繰り返し挑戦したり、試したりしながら遊ぶ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と生活する中で、互いの気持ちを考え合ったり、友達のよさに気付いたりしていく。</li> <li>○自分なりの目的をもってじっくりと遊びに取り組み、達成感や満足感を味わう。</li> </ul>	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と思いや考えを伝え合い、一緒に遊びや活動を進める。</li> <li>○繰り返し挑戦したり、試したりしながら遊ぶ。</li> </ul>		
環境の援助構成のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霜柱や氷を見つけたり、氷作り等を楽しんだりする中で、冬の自然に関心が深められるように、幼児の気付きや発見に寄り添い、耳を傾けて、学びや遊びが豊かになるように関わる。</li> <li>・リレーやドッジボールなどの競い合う遊びをする中で、共通の目的をもって楽しめるように、作戦会議と称してみんなで意見を出し合う機会をつくり、遊びを深める。</li> <li>・こま回しや縄跳び等に繰り返し挑戦し、自分の目標に向けてがんばる姿を周囲に伝えることで友達同士が刺激し合えるようにする。</li> <li>・小学校の「遊びの会」での小学校1年生との関わりをきっかけに、意欲を高められるようにする。</li> <li>・友達の得意なものやよさに気付き、認める姿に教師が共感し、それらに気付けたことをほめて自信につなげていく。</li> <li>・遊びの中でトラブルが生じた場合には、それぞれの幼児が意見を出し合って解決していく様子を見守る。いつも同じ幼児の意見が取り上げられることがないよう、必要に応じて助言していく。</li> </ul>			
予想される幼児の生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸外で体を動かして遊ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘い合ってチームを作り、リレーやドッジボールをする。</li> <li>・縄跳びやこま回しなど、自分なりの目標に向かって挑戦する。</li> </ul> </li> <li>○友達と一緒に遊びの場を作って遊ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷集めや氷作り等に興味をもち、水を張った容器をどこへ置けば凍るのか友達と相談して試してみる。</li> <li>・こま回しが上達するように繰り返し遊ぶとともに、遊び方の工夫を進める。</li> <li>・リレーのスタートラインやドッジボールコートラインを引いて準備し、ゲームをする。</li> <li>・作った物や遊んだ場など、次の日の活動につながるような片付け方をする。</li> </ul> </li> <li>○飼育当番の引き継ぎをする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児から4歳児へウサギやかめの飼育の当番の仕方を伝える。</li> </ul> </li> <li>○生活に見通しをもったり、生活を振り返ったりする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示してある表などを見て、月・週や一日の生活を確認する。</li> <li>・当番の幼児が「今日のわたしのニュース」として、みんなの前で発表する。</li> <li>・発表したニュースについて、質問や感想を伝え合い、話題を深める。</li> <li>・翌月の生活発表会に向けて話し合う。</li> </ul> </li> </ul>			
行事	小学校1年生との「遊びの会」			
評価観の点	<p>（幼児理解）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○友達と生活する中で、互いの気持ちを考え合う場面や、友達のよさに気付く場面が見られたか。</li> <li>○自分なりの目的をもち、じっくりと挑戦したり試したりすることで、達成感や満足感を味わえたか。</li> </ul> <p>（教師の援助）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児同士で気持ちを考え合い、互いのよさに気付いていく過程を丁寧に支えることができたか。</li> <li>○それぞれの幼児がもっている目的を捉え、そこに向かって取り組んでいく遊びの状況を整えられたか。</li> </ul>			



3 一日の指導計画（日案）の例

平成〇〇年1月25日（水）

<p>昨日までの 幼児の姿</p>	<p>○自分たちでいろいろな氷を作ろうと相談をしながら、水を張った容器をどこへ置いたら凍るか、氷集めや氷作りをして氷屋さんごっこを楽しんでいる。</p> <p>○今週月曜日に、小学校1年生との「遊びの会」で取り組んだこま回しがきっかけとなり、みんなで集まっているいろいろな回し方や競争をして遊んでいる。さらに、積木で作った階段や板で作った坂道での遊びを工夫する姿があり、より楽しい遊びになっている。</p> <p>○自分たちで遊びに必要な線を引いてリレーをしている。「先生チームに勝ちたい」という気持ちが高まり、誘い合っで遊ぶがチームの勝敗を意識するようになるにつれて、ルールを守らない姿が見られるようになり、時々トラブルが生じている。帰りの会で、先生チームに勝つために、学級のみんなでリレーに参加しようと話し合った。</p> <p>○飼育当番の4歳児への引き継ぎとして、「当番の仕方を見せる」ところから始めた。今まで自分たちがやってきたことを丁寧に4歳児に教えている姿が見られる。</p>							
<p>時刻</p>	<p>幼児の活動</p>							
<p>8:50~</p> <p>○登園する</p> <p>○「登園時の活動」をする ・「今日の予定」を見る</p> <p>○自分たちでルールを決めたり場を作ったりして遊ぶ ・こま回しをする (坂道下りや上りを競争する、階段の下り方を比べる)</p> <p>・氷で遊ぶ (かき氷屋ごっこ、ペンダント屋ごっこ、ダイヤモンド屋ごっこをする)</p> <p>・リレーをする</p> <p>○後片付けをする。 ・遊びの続きを考えて、片付け方を工夫する</p> <p>10:30</p> <p>○学級みんなでリレーをする ・チームを分ける ・勝敗を競う ・遊びのアイデアを出し合う ・友達と教え合う ・遊びのルールを話し合う</p> <p>11:45</p> <p>○給食を食べる</p> <p>13:00</p> <p>○当番活動をする ・飼育当番を4歳児に見せる</p> <p>13:30</p> <p>○降園時の活動をする</p> <p>○学級みんなで話をする ・「今日のニュース」や振り返りについて話す</p> <p>・生活発表会に向けて話し合う</p> <p>・明日の生活のイメージを共有する ・歌を歌う。 「ゆきのペンきやさん」 「やぎさんゆうびん」</p> <p>14:00</p> <p>○降園する</p>	<p>〈きょうのよてい〉</p> <table border="1" data-bbox="734 604 1085 907"> <tr> <td data-bbox="734 604 861 761"> <p>ごぜん</p> </td> <td data-bbox="861 604 1085 761"> <p>こおりやさん  こままわし  リレー </p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="734 761 861 806"> <p>ひる</p> </td> <td data-bbox="861 761 1085 806"> <p>きゅうしよく</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="734 806 861 907"> <p>ごご</p> </td> <td data-bbox="861 806 1085 907"> <p>しいくとうばん  みんなのはなし </p> </td> </tr> </table> <p>〈園庭〉</p> <p>○氷で遊ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前日に氷を作ろうと置いた容器にできた氷、自然にできた霜柱や氷を探す。</li> <li>・氷の厚さや大きさを比べる。</li> <li>・氷に興味をもち、考えたり試したりする。</li> </ul>  <p>↑氷ペンダント</p>  <p>遊びの中で数量や物の性質に触れる機会を見逃さずに関わっていく。</p>	<p>ごぜん</p>	<p>こおりやさん  こままわし  リレー </p>	<p>ひる</p>	<p>きゅうしよく</p>	<p>ごご</p>	<p>しいくとうばん  みんなのはなし </p>	<p>○「登園時の活動」をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今日の予定を見て、生活のイメージを友達と共有する。</li> </ul> <p>昨日の降園前の話し合いで出た内容について、文字だけでなく絵なども取り入れ、分かりやすく掲示しておく。</p> <p>○学級みんなで話をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当番が「今日のニュース」の発表をする。</li> <li>・質問をしたり、感想を発表したりする。</li> </ul> <p>○生活発表会に向けて話し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活発表会に向け、どんな発表会にするかについて話し合う。</li> </ul> <p>自分の思いを言葉で伝える楽しさが味わえるようにする。また、生活発表会に向かって自分の思いや友達の考えを出し合えることを大切にする。</p> <p>明日の生活につながるように、話し合いのポイントを読み取ってボードに記入することで、イメージを共有しやすくする。</p>
<p>ごぜん</p>	<p>こおりやさん  こままわし  リレー </p>							
<p>ひる</p>	<p>きゅうしよく</p>							
<p>ごご</p>	<p>しいくとうばん  みんなのはなし </p>							

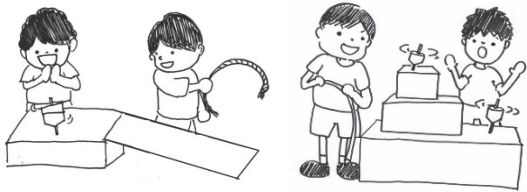
ねらい	〇友達と教え合ったり、競い合ったりする中で、いろいろな友達のよさに気付く。	評価の観点 (幼児理解) 〇友達と教え合う姿や競い合う姿が見られたか。 また、それらの遊びや活動を通じて、互いのよさに気付く場面が見られたか。 (教師の指導) 〇幼児が互いのよさに気付くきっかけとなるような遊びや活動を展開したか。 また、教え合う場面、競い合う場面での援助は適当であったか。
内容	〇自分たちでルールや場をつくり、遊びを進める。 〇自分なりに見通しをもって、一日の遊びや活動を進める。	

環境の構成（絵・表）・教師の援助（吹き出し）・幼児の活動（〇）

〈遊戯室〉

〇こま回しをする

- ・回し方に加えて、坂道や階段などを作って、遊び方を工夫する。



いろいろな回し方を楽しみ、できるようになった喜びを感じられるようにする。

昨日の遊びの続きから、友達と競争を始める姿が見られるので、教師も一緒に参加をして、こま回しへの関心を高める。

〈園庭〉

〇リレーをする

- ・昨日みんなで決めたチームに分かれ、競走する。
- ・チームごとに作戦会議をする。



ルールが分かり、チームの勝敗を競い合うことを楽しんでいる様子を確認する。

トラブルが起きたときには、幼児同士が解決していこうとする姿を見守り、みんなで考えていけるようにする。一人一人が体を動かす心地良さや、みんなで力を合わせることの喜びを感じられるようにする。



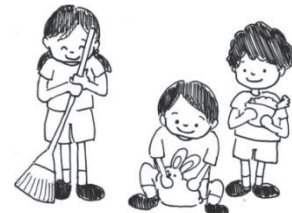
先生チームに勝ちたいという共通のイメージをもって楽しむ姿を認める。

氷の感触や形など、お互いの気付きや発見を認めたり、水を張った容器をどこに置いたら凍るのか、友達同士で相談して試したりしている姿を大切にす。

〇当番活動をする

- ・4歳児へウサギやかめの飼育当番の仕方を伝える。

飼育当番を4歳児に引き継いでいく際、時間をかけて動物たちの名前を伝えて覚えてもらったり、掃除やえさやりを見せたり、教えたりする姿を認めて成長を感じられるようにしていく。



教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動を利用する幼児への配慮

- ・夕方の冷え込みが厳しく体調を崩す幼児が増えているので、日中の体調の変化について気になることは保育の担当者に細やかに伝え、その後の家庭での生活へとつなげられるようにする。
- ・氷を作る遊びに興味をもっている幼児について、氷や水がどのような状態になっているか、夕方に保育の担当者と一緒に観察できるようにし、翌日の遊びにつなげる。

# 【付録】

# 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告

平成29年7月28日

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生 様

埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会委員長

安原 輝彦

## 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）

本検討委員会では、平成29年6月9日から標記のことについて検討してまいりましたが、下記のような結論を得ましたので報告いたします。

### 記

本県の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）における教育課程編成要領については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法に定める教育の目的と理念及び学校教育法に定める義務教育等の目標や学校の目的に沿い、平成29年3月31日に文部科学省が告示した教育課程の基準等に基づき、学校、幼児児童生徒及び地域の実態等に応じた教育課程が編成できるよう改訂することが重要である。

このため、本検討委員会は、次に示す1の「本県における学校教育の現状と課題」を踏まえ、2の「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について」に示す方向で進めることが望ましいと考えた。

#### 1 本県における学校教育の現状と課題

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す営みである。また、教育には、近年顕著となってきた情報化やグローバル化の加速度的な進展など変化の激しい社会において、自らの可能性を発揮し幸福な人生の創り手になるとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、共に協働しながら持続可能な社会の創り手となる人材の育成がより一層求められている。

このことから、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要であり、新しい幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領（以下「学習指導要領等」という。）が実施される上で、この普遍的な理念を継承し、一層の推進を図ることが肝要である。

本県では、かけがえのない「財産」である子供たち一人一人を「人財」とし、「自助・共助・公助」の観点から「埼玉教育の振興に関する大綱（平成27年12月策定）」、「埼玉県5か年計画（平成29年度から平成33年度まで）」、「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成26年度から平成30年度まで）」において、学校・家庭・

地域・行政が一体となって教育を推進しているところである。また、「教育行政重点施策」のもとで、教育行政を総合的に推進するとともに、各学校では、家庭や地域社会との連携を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、子供たちの「生きる力」の育成を図っている。

具体的には、幼児教育の充実を図るため、「子育ての目安『3つのめばえ』」の取組を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進している。また、「埼玉県学力・学習状況調査」の活用や「埼玉の子ども70万人体験活動」などの取組を実施し、家庭や地域社会との連携に努めながら、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を目指す学校教育を推進している。

平成20年度に改訂した幼稚園、小・中学校教育課程編成要領は、様々な教育課程編成事例等を示し、これまでも、各学校の特色ある教育課程の編成の支えとなってきた。

一方、昨年12月の中央教育審議会答申「『生きる力』の育成に向けた教育課程の課題」について、現行の学習指導要領では、「指導の目的が『何を知っているか』にとどまりがちであり、知っていることを活用して『何ができるようになるか』にまで発展していないのではないか」との指摘があった。このことは、各学校における教育課程編成の検討や工夫改善、教員一人一人の実践においてさらなる改善や創意工夫の必要が示唆されたものであり、県内全ての教員に対して新しい学習指導要領等の趣旨や内容を確実に浸透させる必要がある。また、冒頭述べた社会の変化とともに、人間関係や学力、体力、特別な支援を必要とする子供への対応などにおける諸課題について解決に向けた取組が必要となる中、ベテラン教員の大量退職とともに、若手教員の増加に伴って、これまで長年にわたり蓄積されてきた教育実践等の継承を図ることが大切である。

## 2 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について

### (1) 基本方針について

本県における学校教育の現状と課題からも、新しい学習指導要領等の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。また、教育課程編成要領の改訂は、これらの課題解決を図る好機と捉え、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫することが重要である。

そこで、本改訂においては「第一部（概要）」と「第二部（資料）」の二部構成とし、「概要」は、新しい学習指導要領等の趣旨等について全ての教員が理解できるよう重点化しつつ、後述する「資料」の内容を端的に分かり易くまとめたものとする必要がある。また、「資料」は、現行教育課程編成要領にある内容を、新しい学習指導要領等及び子供の現状に照らして見直しを図った内容とすることが必要である。

### (2) 第一部（概要）で押さえる事項

#### ア 2030年の社会と目指すべき人材

冒頭述べた社会の変化は加速度的に進展してきている。中でも、進化した人工知能が様々な判断を行うなど社会や生活を大きく変えていく時代の到来が予測されている。

こうした中で、子供たち一人一人が、社会に主体的に向き合って関わり合い、その過



程を通して、自らの可能性を発揮し、あらゆる他者を価値ある存在として、共に協働できるなど、幸福な人生の創り手及びよりよい社会の創り手となっていけるようにすることが重要である。

また、新しい教育課程編成要領は、2030年の社会の在り方を見据えながら、子供たちが活躍することができる将来像を考えたものとしていくことも重要である。

このことに鑑み、よりよい学校教育をとおして、よりよい社会をつくっていく子供たちに、こんな大人になってもらいたいといった理想とする姿を描く必要がある。

## イ 埼玉教育の現状と課題

今後の埼玉教育を見通すに当たっては、これまで本県が取り組んできた教育行政施策などに対して、子供たちがどう変容したのか、また、どんな課題があるのかなどをきちんと整理しておく必要がある。

## ウ 学習指導要領等改訂のポイント

新しい学習指導要領等では、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などのキーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉教育の展望にも触れながらポイントを示す必要がある。

その中で、全ての教員が新しい学習指導要領等の趣旨等について理解を深めるため、「新」と「現行」の学習指導要領等において、何が変わったのか、継続していくものは何かを明確に示す。

小・中学校において、「埼玉県学力・学習状況調査」は、一人一人の子供の学力の伸びを示すものであり、「何ができるようになるか」を改訂の趣旨等とした新しい学習指導要領等に合致するものである。当該調査や授業改善の視点を整理した「主体的・対話的で深い学びの実現6則」など本県が進めてきた取組を教育課程の編成においてもしっかりと関連づける。

さらに、特別な支援を必要とするなど課題のある子供への対応の必要性が増していることを踏まえ、一人一人の状況や発達の段階に応じて、力を伸ばしていくことができるよう、校（園）内の指導体制等についても示す。

これらを端的にまとめ、示すとともに、詳細な内容については、「第二部（資料）」で示す必要がある。

## エ 指導計画の作成

各教科等の指導計画を作成するに当たり、「学習指導要領等改訂の趣旨や要点」及び「指導計画作成のポイント」等を押さえることが重要である。

これらを端的にまとめ、示すとともに、詳細な内容については、「第二部（資料）」で示す必要がある。

### (3) 第二部（資料）で押さえる事項

#### ア 幼稚園等

幼児期の終わりまでに育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼稚園等での生活の全体を通して、幼稚園等の教育におけるねらいが総合的に達成されるよう、教育課程の編成や指導計画の作成を行う必要がある。

その資料として、「幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例」及び「長期・短期の指導計画の例」等を具体的に示す必要がある。

#### イ 小・中学校

##### (ア) 総則編

総則編では、教育課程の編成、実施についての大枠を示す。「編成の基本的な考え方」、「編成の一般的な手順」、「編成に当たっての留意すべき事項」及び「編成の特例」は、小・中学校の教育課程を編成するに当たっての重要な視点であることを押さえる必要がある。

また、学習指導要領改訂の基本方針である「改訂の基本的な考え方」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」、「カリキュラム・マネジメントの推進」、「教育内容の主な改善事項」等について、教育課程を編成する際の考え方及び進め方を明確に示す必要がある。また、教育課程については、常に評価、改善を行う必要がある。

こうした考え方を示した上で、各学校の創意工夫の下、教育課程編成のための参考となる資料として、「授業時数や日課表等の作成例」及び「教育課程編成の事例」等を具体的に示す必要がある。

##### (イ) 各教科等編

各教科等編では、総則編の「学習指導要領改訂の基本方針」を踏まえ、指導計画の作成、実施について示す。「指導計画作成の基本的な考え方」、「指導計画作成の一般的な手順」及び「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」は、各教科等の指導計画を作成するに当たっての重要な視点であることを押さえる必要がある。

また、指導計画作成のための資料として、教科等の特性を生かしつつ、「年間指導計画例」等を可能な限り具体的に示す必要がある。

# 教育課程編成に関する主な関係法令

## 【教育基本法】（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

### 第一章 教育の目的及び理念

#### （教育の目的）

#### 第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

#### 第二条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### （幼児期の教育）

#### 第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

#### （学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

#### 第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

# 【学校教育法】（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：平成二十九年五月三十一日法律第四十一号

## 第一章 総 則

### 第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## 第三章 幼稚園

### 第二十二條

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

### 第二十三條

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

### 第二十四條

幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

### 第二十五條

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

**【学校教育法施行令】**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

最終改正：平成二十九年九月一三日政令第二百三十八号

（学期及び休業日）

**第二十九条**

公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期及並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**【学校教育法施行規則】**（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

最終改正：平成二十九年九月十三日文部科学省令第三十六号

**第三章 幼稚園**

**第三十七条**

幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

**第三十八条**

幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

**第三十九条〔準用規定〕**

第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く）の規定は、幼稚園に準用する。

（第四十八条、第四十九条 略）

**第五十四条**

児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

**第五十九条**

小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

**第六十条**

授業終始の時刻は、校長が定める。

**第六十一条**

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設



置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める日

#### 第六十二条

私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

#### 第六十三条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

（第六十四条 第六十五条 第六十五条の二 第六十五条の三 略）

#### 第六十六条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

#### 第六十七条

小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

#### 第六十八条

小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

### 【幼稚園設置基準】（昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号）

最終改正：平成二十六年七月三十一日文部科学省令第二十三号

（一学級の幼児数）

#### 第三条

一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

#### 第四条

学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

**【学校保健安全法】**（昭和三十二年四月十日法律第五十六号）

最終改正：平成二十七年六月二十四日法律第四十六号

（児童生徒等の健康診断）

第十三条

学校においては、毎学年定期に、児童、生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

（臨時休業）

第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

**【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】**（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

最終改正：平成二十九年五月十七日法律第二十九号

（教育委員会の職務権限）

第二十一条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

（二～四、略）

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

（六～十略）

十一 学校給食に関すること。

（十二～十八略）

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（学校等の管理）

第三十三条

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

## 参考資料

幼稚園教育要領	文部科学省	平成29年3月31日
幼稚園教育要領解説	文部科学省	平成30年3月
幼稚園教育指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」	文部科学省	平成25年7月改訂
幼稚園教育指導資料第3集「幼児理解と評価」	文部科学省	平成22年7月改訂
幼稚園教育指導資料第5集「指導と評価に生かす記録」	文部科学省	平成25年7月改訂
埼玉県幼稚園教育課程編成要領	埼玉県教育委員会	平成21年2月27日
幼稚園における学校評価ガイドライン	文部科学省	平成23年11月15日改訂

# 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂協力委員・オブザーバー名簿

**委員** (◎は部会長、○は副部会長。委員は五十音順)

◎大澤 百代	皆野町教育委員会主査
○小澤 尚久	谷塚おざわ幼稚園理事長・園長
石川三佳子	加須市教育委員会指導主事
井ノ上 實	ルネサンス呑竜幼稚園理事長・園長
織原由美子	妙巖寺幼稚園園長
金子かおり	狭山市立入間川幼稚園主査
小谷 宜路	埼玉大学教育学部附属幼稚園教諭
笹木 祐子	滑川町立滑川幼稚園園長
佐藤 緑郎	大宮みどりが丘幼稚園理事長・園長
瀧澤 真純	深谷市教育委員会指導主事
谷畑 工	新所沢こひつじ幼稚園理事長・園長
田部井みゆき	加須市立加須幼稚園副園長
筒井佐知子	川口市立舟戸幼稚園教諭
野口 好子	幸手市立吉田幼稚園主査
野中 仁一	三尻こども園理事長・園長
山本 三環	埼玉県立総合教育センター指導主事

**オブザーバー**

寺園さおり	埼玉大学教育学部准教授
-------	-------------

なお、埼玉県教育局においては、次の者が本書の作成に当たった。

橋本 強	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課課長
岡 裕子	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課主幹
高野 桂子	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課指導主事
清水 愛子	埼玉県教育局市町村支援部家庭地域連携課指導主事

## 埼玉県幼稚園教育課程編成要領

---

平成30年3月 発行

発 行 者 埼玉県教育委員会

印 刷 者 関東図書株式会社

〒336-0021

所在地 さいたま市南区別所3-1-10

電 話 (048) 862-2901

F A X (048) 862-2583

---